

第百四十一回国参議院大蔵委員会會議録第八号

平成九年十二月四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月三日

辞任

上山 和人君

補欠選任

谷本 巍君

十二月四日

辞任

清水 達雄君

補欠選任

吉川 芳男君

松浦 孝治君

谷本 巍君

鈴木 政二君

菅野 壽君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

石川 弘君

河本 英典君

植崎 泰昌君

牛嶋 正君

峰崎 直樹君

志苦 裕君

委員

大河原太二郎君

片山虎之助君

金田 勝年君

清水 達雄君

鈴木 政二君

西田 吉宏君

野村 五男君

松浦 孝治君

吉川 芳男君

海野 義孝君

白浜 一良君

直嶋 正行君

広中和歌子君

院送付

○委員長(石川弘君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。まず、委員の異動について御報告いたします。昨日、上山和人君が委員を辞任され、その補欠として谷本巍君が選任されました。

○委員長(石川弘君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

○委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に志苦裕君を指名いたします。

○委員長(石川弘君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁松本康雄君及び日本銀行副総裁福井俊彦君の出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石川弘君) 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案

及び銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案を一括して議題といたします。

両案に対する趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○河本英典君 自由民主党の河本英典でございます。

臨時国会も大変日程が詰まっておりますので、特に大蔵委員会では法案がたくさん残っております。スケジュールが大変お忙しい中、大蔵大臣におかれましては衆議院、参議院両方時間をとっていただきまして本場にありがとうございます。

本日は金融持株会社の関係二法についての審議でございますけれども、本日の議題の前に今大変大きな深刻な事態となっております金融機関の破綻問題に關しての質問を少しさせていただきます。

北海道拓殖銀行、三洋証券、山一証券等都市銀行、大手証券会社の破綻問題が相次ぎまして、金融機関を取り巻く環境が非常に緊張を高めておるところでございます。一歩対応を間違えれば日本の金融システムが崩壊してしまうというふうな大変危機的な状況であるというふうに思うわけでございましてけれども、現在の金融市場の安定ということは国民の総意としてぜひとも早急に解決しなければならぬ問題であるというふうに考えております。

我が国の経済基盤というべき金融システムを完全なものにすることが現在表面化しておりますアジアの金融問題、金融不安の解決にとりまして大変重要なことであるというふうに思うわけでございましてけれども、まず我が国の金融システム安定化のための対策として大臣はどのように取り組んでいかれるつもりなのか、決意のほどをお聞か

せ願いたいと思ふ次第でございます。よろしくお願ひします。

○国務大臣(三塚博君) 委員御指摘のような状況、共通の認識を持たせていただいております。

まず、金融システムの安定性の確保とは、個別金融機関の破綻が他の金融機関に伝播をし金融システム全体が揺らぐことがないようにすることにより内外のマーケットの信頼を維持することであると考えております。そのためには、預金保険制度といったセーフティネットを通じて預金の金額が保護されることによりまして、預金者に自己の預金は安全だという安心感をしっかりと持ってもらふことが最も重要であると考えておる次第であります。また、経営困難に陥つておる金融機関の資金繰りの悪化が他の金融機関に影響することのないよう日本銀行により十分な流動性、すなわち資金でありますが、市場に供給されますことが肝要であると存じます。

さらに、金融システムの安定のために、現在の金融情勢のもとでは、今国会で御審議をいただきたいおる預金保険法改正案による措置を一刻も早く破綻処理の手法として追加することが重要であります。本法案を今国会におきまして早急に成立させていただくことがぜひとも必要であると考えておる次第であります。

金融システムの安定の強化を図りますためには、公的支援を伴ういろいろな考えが考えられておりますけれども、公的支援によりセーフティネットを完備し、預金者を保護することが重要であると考える次第であります。

したがいまして、いかなる事態でも対処できるよう、預金者保護のため公的支援により利用可能な資金を拡充していくことを今後検討すべきではないかと考えておる次第であります。金融システムの安定については預金者保護を目的として公的支援を含め検討していくこととし、具体案を得るべく全力を挙げて取り組んでおるということであります。

○河本英典君 今、お話を聞いておりますとおり、金融機関の救済というふうに一見とられがちでございますけれども、一番大切なことはやはり預金者なり契約者の保護ということになるわけでございます。

金融システム安定化のための方策として少し具体的な検討というところで考えておられるようなことをおっしゃったのでございますけれども、どんなことを検討していただいておりますのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○国務大臣(三塚博君) 委員御指摘のとおり、預金者保護、これが最大の目的でございます。預金者保護が図られますということは金融システムの安定性が確保されておるということでございまして、そういうことで、この安定性を確保するため本法案も提出させていただきまして、ところでございまして、事務方に対して、システム安定イコール預金者保護にストレートにつながる問題でありますが、検討を、ありとあらゆる選択肢を点検、検討をし、具体策に取り組んでほしい、こう申し上げてまいりました。国会において本件についても御議論が盛んに行われておるところであります。各党におきましてもまたしかり、特に与党という責任の中で三党におきましても本件についてそれぞれ検討、それぞれ中間の発表等々が景気対策というところの中で出されたりしておるところであります。重大な関心を持ってその動向を見詰めながらおるところであります。しかし、政府としても、このことについて真剣に取り組んでいかなければならぬということで、動向をしつかりと見詰めながら取り組んでおる、こういう状態でございます。

○河本英典君 寄託証券補償基金の法制化を図るというふうなことを聞いておるのでございますけれども、法制化につきましては具体的な内容がございましたらお聞かせ願えますでしょうか。

○政府委員(長野龍士君) 先ほど来、金融システムの安定化のための方策というお尋ねでございまして、大臣より主としていたしまして銀行を中心として、

たしました安定化策についてのお考え方を御答弁差し上げたところでございますが、証券会社の場合には銀行とまた一味違つて対応が金融システム安定化のために必要であろうと考えております。

三洋、そして山一という相次ぐ破綻の中から私どもは現在いろいろな教訓を酌み取り、改善すべき点を総力を挙げて点検しなければならぬと考えておりまして、その中で例えば二つとしましては、証券会社の健全性を確保するために私どもが現在行つております自己資本規制比率といったものを、これからの自由化時代の証券会社経営においてリスクを的確に把握して対応するためにこれを

もつとレベルの高いものにしていくにはどうしたらよいかという課題が一つございまして、あわせて、話題となつております証券会社が破綻した場合の顧客資産の保全のための分別管理を徹底するためにいかなる方策が可能かということも研究課題でございます。あわせて、ただいま河本先生からお尋ねのございました寄託証券補償基金による顧客に対する損失の補償という業務を充実させていくということが三つ目の大きな課題かと考えております。

この点につきましてのお尋ねでございますけれども、私も現在の方向といたしましては、財団法人によりまして業界の任意の組織として、言つてみれば税法上は寄附金扱いになるような拠出金による制度として現在この寄託証券補償基金制度がございまして、これを銀行におきまして預金保険制度のように法律上の制度として義務づけ、その基金への拠出も証券会社に法的な義務として義務づける、その裏返しとしましては、これは主税局長と御相談しなければいけませんけれども、その拠出金が税法上も預金保険の保険料と同じように損金扱いができるようにするということがございまして、

そしてその上で、例えば現在の制度では破綻が起りました場合に一社当たり二十億円の補償という形になっておりますけれども、一社当たり二十億円の補償が行われるということは、投資家の

方から見れば自分が一千万円の預け金を証券会社にしておるときにその一千万円のうちの幾らが返ってくるんだというのはいくらもわからない仕組みになりますので、むしろこれを顧客一人当たり幾らまでは満額補償いたしますと。諸外国ではそれを超えた場合には何割とかという制度にしておりまして、顧客の方があらかじめこの取引を証券会社とした場合にはどのくらい万が一のときには自分は補償されるんだということがわかるような仕組みにした方がいいのではないかと考えております。三つのビッグバン全体の答申の中で証券取引審議会からちようだいいたしてございまして、その具体的な案を私どもの中でも、あるいは証券業協会との間でも現在検討中でございます。

ただいまのような方向で具体化できましたら、明年の通常国会におきまして、また本委員会でも御審議を賜るような運びにできればと考えております。

○河本英典君 銀行のそうした制度と証券会社の制度というのはおのずとその商売の内容が違ひますので変わつてくるということではあるわけですが、けれども、考えてみますと、本間に銀行というのはおもしろいというように私はいつも思つておるんです。伝票の印影が違ひたといふ百円でも出してくれないわけですね。証券会社の商ひというのは電話一本で何万株買ふとか何十万株買ふということが契約されて、それを言つたか言つていないかでもめることもあるわけですね。一方では伝統的に非常にきつちり伝票を書いてやられておる業務であるし、証券会社はそういった意味で電話一本でかきとやするような大ざっぱな業界でございまして、その分だけひどいことになるんじゃないものかなというふうな、驚くような数字が出てくるわけでございます。

そんな意味で、それを補償するという制度は、実際法制化によつて幾らか補償してもらへるのかもしれませんけれども、なかなかし切れないうような感じがするわけでございます。契約者

といひますか、投資家保護のためにぜひともそれなりのことを考えていただきたい。特に一番大切なのは、日本は法人顧客より個人顧客が非常に少ないということ、本来の株式市場の意義が余り生かされていないのじやないかなというふうな感じがいたします。そんな意味で、個人投資家が参入しやすいような条件をつくるということが実はある意味ではビッグバンの一つのねらいでもあるわけでございます。

とにかく、今まで山一さんも法人の山一ということで大ざっぱにやられておたんじやないかなという気が本當にいたすわけでございます。私も証券会社と少しはつき合ったことがありますけれども、大ざっぱなところだなというふうな感じを持っております。そんな印象でございます。

そんなことで、大変に荒れておるといひますか、不安定になっております金融機関の破綻問題でございます。ぜひともこれからタイムリーにいゝろいゝろやつていつていただきたいというふうな思ひわけでございます。

大蔵省もそんな意味で今回の事件を機会に考え方が随分変わられたんじゃないかなというふうな気がいたします。今まであり得ないことが起こつておるわけでございますので、本當にそれだけ国際化が進んだのか、ビッグバンが進んでいる状況ということだろうと思ひます。

本日の議題であります持ち株会社に関する法案について質問をさせていただきますと思ひます。

我が国金融機関を取り巻く環境は、金融技術の革新や自由化、国際化の進展によりまして著しく変わつてきております。この環境変化の中で、我が国の金融システム改革、いわゆる日本版ビッグバンが進められているところであるのはもう我々承知のところでございます。フリー、フェア、グローバルを三大原則とする我が国の金融システム改革で、我が国金融機関はこれまでのいゝゆる護送船団方式のもとで保護されてきた時代から今後は国内、国外を問わずに本當に生き残りをかけた激しい大競争の時代を迎えようとしているわけ

でございます。このような状況の中で、金融機関が持ち株会社という新しい経営形態を活用して業務を展開しようとするのは大変画期的なことであると思ひます。その効用を最大限に活用できる環境を整備することが一番大切ではなからうかというふうな思ひわけでございます。

そこで、今回行われまします金融持ち株会社の解禁がこれからますます厳しい時代を生きて抜いていかなければならない我が国の金融機関や今後金融サービスの提供を受ける利用者にとって一体どういったメリットがあるのか、それがまた我が国のビッグバンにおいてどのような役割を果たすことになるのかを知りたいわけでございます。その辺をお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○政府委員(山口公生君) 先生御指摘のように、今回の金融システム改革の中でこの金融持ち株会社の解禁は大変重要な役割を果たすものと考えております。

具体的には銀行を例にとつて申し上げますと、持ち株会社の活用によりまして分社化をしまして、より専門化、高度化した金融サービスの提供、そういう専門家を育てるということが考えられますし、また金融業務を営むいゝゆる兄弟会社間における相乗効果の発揮ということも期待できると思ひます。それから、この制度によりまして新規分野への参入、あるいは他業態からの銀行分野への参入の円滑化等が期待されると思ひます。利用者のニーズに応じた多様な金融サービスの提供による利用者利便の向上に大変資すると同時に、金融分野における競争の促進、効率化が期待できると思ひます。

加えて、諸外国ではこの制度を既にとつておりますが、我が国で持ち株会社制度を導入した場合に大変興味のある変化があらわれる可能性はあると思ひます。それは日本の経営風土あるいは経営慣行というものがこうした経営形態の変化によつて変わつていく可能性もあるのではないかと私どもは考えております。それは個々の企業がみ

ずから選んでいくことではございますけれども、そうした意味でも大変意義があるというふうな思ひつております。そういうところにこの効用を期待しておるところでございます。

○河本英典君 よその国ではもう既にやられていゝることであるので、そういう意味では形態としては理解できるわけですが、でも、どういゝうメリットがあるのかということをお聞きしたわけでございます。

金融持ち株会社という制度がつくられるということなんですが、この制度をうまくこれから生かしていくことが大切だといふに思ひつてございゝます。特に、今言われております金融システムの安定という観点から見れば、今回の金融機関の破綻処理のために金融持ち株会社という制度をうまく生かすようなことはできないものかなといふふうな考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 御指摘のとおり、この持ち株会社制度が創設されますと、破綻処理においても力が発揮されるのではないかと期待しております。

それは、破綻処理の形態として最近では受け皿銀行を使つて営業譲渡といふことを進めておりますけれども、ケースによつては救済合併といふものもあり得るわけでございます。ただ、救済合併のときは同じ会社にしてしまふわけですからなかなか抵抗感があるわけでございます。企業風土が違ふとか、いゝろいゝろな待遇が違つていゝるといふことがあります。そういう場合に、持ち株会社制度がありますと別会社のままそれを子会社にして破綻処理をします。現行の預金保険法におきまして破綻金融機関の株式の取得に際しては資金援助が行えるように措置されておりますけれども、この法律案では銀行持ち株会社の解禁に合わせまして銀行持ち株会社による破綻銀行の株式取得についても同様に資金援助の対象にしたいとくように盛り込んでございゝます。

したがいまして、この法案をお認めただけですればそういう破綻処理の際の一手法としてこれ

が活用されるということになつて大変手段がふえる面があるといふふうな考えております。

○河本英典君 現在の状況を予想してこゝいうものをつくりたいといふことになつたわけじやないと思ひんですけれども、お話を聞いておりますと非常にタイムリーなような気がいたします。銀行がそういうことをするかどうかということにもなるわけですが、それだけ銀行、会社といゝうものが人間の要素なくして大規模的な、制度的なものになりつゝあるといふことは、それが国際化といふことが言えるのかもしれないけれども、せつかくそうしたグローバルスタンダードに合わせた制度をつくりつゝいくわけですから、いゝうふうに生かされることを期待したいと思ひつてございゝます。

そこで、金融持ち株会社の制度の活用が可能になると申しましたが、真に活用し易いものでなければせつかくの持ち株会社の形態をとる意味がないことになりまゝす。今回の法案では、銀行持ち株会社及びその子会社は一般事業法人の株式を合算して一五%を超えて取得してはならないといゝう、いゝゆる合算一五%ルールといゝうんですか、が設けられていゝますが、これは銀行がさまざま事業に乗り出していくことによつて銀行経営の健全性が損なわれることを防止するとともに、銀行の産業支配の防止になるという歯どめでありまして、重要な規制だといゝうふうな思ひます。

ところで、合算して一五%に規制するといゝう数字の根拠といゝますか、何に基づいて一五%といゝう数字が出てきたんですか、お聞きします。

○政府委員(山口公生君) 銀行そのものあるいは証券会社そのものは単体で五%までしか事業会社の株式を持つことができません。保険会社は一〇%まででございます。これは独禁法上いゝうふうになつております。現実にはいゝういゝう運営をしております。

そうしますと、持ち株会社制度ができました、子供の機関として銀行、証券、保険あるいはリース会社等が並んだときにどこまで一般事業会社の

株式を持てるかという問題になるわけでございます。その規制が強過ぎますとそういう子供の、つまり兄弟で並ばうということが制限されるわけでございますし、逆にそれを広く認めますと本来五%までしか持つてはいけないという趣旨が崩れ、今おっしゃいました例え銀行が事業会社の経営にまで参加してしまうことになるわけでございます。その調整をどこにするかというので何らかの数字を決めなければいけないということになるわけでございます。

実態のケースを全部調べてみました。いろいろな企業グループがございます。そうすると、一五%を若干超えているものもかなりございますけれども、それぐらいのところを線を引けば弊害もなしにかといつて持ち株会社をつくることを阻害もしないというラインだということで、いろいろ御協議願ひ、いろんな御意見をお伺ひした上で一五%というふうにさせていただいたわけでございます。○河本英典君 実態に大体基づいて、参考にされて一五%というところで決まっておるということでございます。けれども、もし知っておられたらちよつとお聞きしたいんですけれども、昔の財團解体というのが日本の終戦処理であつたわけですから、昔ほどの程度まで高い水準があつたんです。御存じだったらちよつと教えていただけませんか。

それから、韓国で何かいろいろ集中して今がたが来ているようなことを申しておりましたけれども、韓国もこれは数字では高いんでしようね、実際、何か御存じじゃないですか。

○政府委員(山口公生君) 韓国についてはちよつと調べておりませんが、まことに申しわけございません。

○河本英典君 済みません、申しわけないです、要らぬことを聞きまして。やっぱり進駐軍が財團解体をしたというのはそれなりの根拠があつて、非常に産業支配したということであつたんだと思つたわけで、現在もう既に実質的に一五%という

水準に近い状態で間接的、直接的を通じて持つてゐるということであれば、一五%の数字というのはある程度妥当だといふふうに考えるわけで、逆に、考えるんですけれども、株式保有制限を設けることが銀行持ち株会社制度の阻害要因になるということはないでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 今御説明いたしましたように、実態を見ながら、銀行の持ち株会社ができたときの状況を想定しながら一五%と決めさせていただきまして、けれども、確かに先生がおっしゃいますように、グループの企業としてたゞさんのものが並びますと一五%を超える場合も出てまいりと思ひます。そのときにはやはり何らかの経過的な措置を設けておかないといふ問題として、それは排除されてしまふということになりますので、当該銀行の持ち株会社が一五%を超える場合はその部分の株式を五年以内に処分するというような条件で認可をするといふような経過措置をつくつてございします。

そういうことで、できるだけそれが阻害にならないように、しかし脱法的な組織ができないようにといふような措置を講じていただいております。

○河本英典君 この一五%ルールというのは銀行を子会社とする持ち株会社に対してだけかけられまして、保険会社や証券会社を子会社とする持ち株会社に対してはこのような規制は課せられないといふことなんですか、その理由はどのういつたところにあるんですか。

○政府委員(山口公生君) 私の答弁でもし不足であればまた関係局長から答弁いたしますが、銀行につきましては決済システムを担つておるわけでございします。したがつて、その経営の悪化が金融システムに影響を与えるおそれがあるといふことにかんがみまして、保険会社などに比べて相対的に厳格な規制が課されていふところでございします。今の銀行法の体系もそういうふうになっております。こうした観点から、銀行持ち株会社につきまし

ても傘下の銀行との一体性を重視しまして、銀行に今課されております規制に準じた厳格な規制を課することとしまして、子会社の範囲に制限を設けるとともに、銀行持ち株会社が子会社とすることのできないいわゆる一般事業会社の株式の保有について一五%というルールを設けていただきたきまつた。しかし、本来であればなるべく自由にすることというのが本来の趣旨でございますので、銀行の場合にはそういった他のリスクからの遮断、健全性の維持、それから他業を禁止しているという趣旨等、かなり強い規制をかけております。その一貫性からいふ制限を設けております。

一方、保険持ち株会社につきましては保険契約者の保護の観点から、保険会社は現に規制をかけておりますが、これに準じた規制を課していく必要がございますけれども、保険会社は決済システムそのものは担つておりません。それから、信用秩序に与える影響がないといふ言ひませんが、限定的な側面もございします。そういうことを踏まえて、保険持ち株会社の子会社の業務範囲、つまりどういうものを並べられるかといふことについては基本的には制限は設けなかつたために合算一五%ルールのような株式保有制限は課さないといふことになっております。

証券会社につきましては、これは証券取引の仲介者としての取引行為の適正確保の観点からの規制を行うといふのが主眼でございます。この点につきましては基本的には証券会社、これは子供になるわけですが、その証券会社本体への規制で対応可能であると考えられますので、その親であります証券持ち株会社につきまして、証券会社に対する監督の実効性を担保する観点から報告徴求・検査措置するにとどめております。一五%ルールの規制は行わないとしております。ただ、どうしても必要な規制は残しますが、できるだけ自由といふ基本的な考え方を一方で貫いておる次第でございます。

○河本英典君 わかりました。一五%ルールはこの辺にいたしまして、次に違うことをお伺ひし

ます。法案では、行政当局は銀行持ち株会社に対して「監督上必要な措置を命ずることが出来る」といふふうになつておりますが、「子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要がある」と認めるときは、「このような命令が恣意的に行われることがあつた場合、銀行持ち株会社の経営上の自由度が確保されない」といふことになりまして、銀行持ち株会社に対する監督上の命令は具体的にはどのような場合に発動されるのかをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 具体的な命令の発動につきまして例えで申し上げますと、銀行持ち株会社グループ全体の財務状況が悪化しましていわゆる連結自己資本比率が適正な水準を下回つていふような場合には、銀行持ち株会社グループの自己資本の充実に係る区分に応じまして、その銀行持ち株会社に対してグループ全体の自己資本を充実させる方策を盛り込んだ改善計画を提出させる等の措置を命ずるというふうにしております。これは銀行についての早期是正措置で、一つの区分に応じまして透明性のある業務改善命令等を打つといふことと同じような考え方でございます。これをグループとしてとらえ、それを改善させていくということでございます。

ただ、連結自己資本比率の水準が向上しない子供でありまして銀行の経営の健全性が損なわれるおそれが続くようなときは、これは銀行そのものに対しては業務の健全かつ適切な運営を確保するために必要な措置はもちろんならなければならぬといふふうに思つております。

いずれにせよ、銀行の健全性のための措置が一方であると同時に、今度は持ち株形態になつてもグループとしてやはり最小限のチェックはしていく必要があると、こういうことでございします。もちろん、これは来年の年次からは金融監督庁の方でやる仕事になるわけでございします。

○河本英典君 同時に、立入検査を行うといふことになつておりますけれども、これはどのような

観点から行われるのかということをお聞きしたい
と思います。

○政府委員(山口公生君) これは銀行持ち株会社
などがその子会社、例えば銀行あるいは証券など
ですけれども、そうした子会社の経営管理機能を
有するわけでございます。

持ち株会社は何を主たる業務とするかといいま
す、子供の銀行とか証券の経営管理の基本をやる
わけでございます。具体的には経営はそれぞれの
子供である銀行等がやりますけれども、その基本
的な経営管理機能を有するわけでございます。し
たがいまして、銀行等の健全かつ適切な運営を確
保する観点からその必要があると認めるときは銀
行持ち株会社等に対して立入検査を行う必要が出
てくるわけでございます。

ただ、その形態でございますが、例えば銀行
等に対する経営管理の状況あるいは銀行持ち株会
社に係る規制の遵守状況を把握するために銀行持
株会社のみに対して検査をする場合もありま
す。あるいは銀行に対する立入検査に際しまして、
同時にその親であります持ち株会社に経営管理の
状況をどうしているんだということで立ち入る場
合もございます。あるいは銀行だけの立入検査で
もうとどまる、それで全部わかるという場合もあ
るわけでございます。

したがって、その立入検査がさまざまな形
で行われるということになるわけでございますが、
この趣旨はその銀行の経営管理の基本を金融
持ち株会社というものがやるという性格から
きておるわけでございます。ただ、これをもつ
ていたずらにその規制を強めるということではな
いようにしなければいけないということございま
す。

○河本英典君 そうすると、今までやってこれ
た銀行局は銀行局としての検査なり立入検査とか
そういうことと、それから証券局がされていた
ということとは、今までの仕事の仕方と違って、こ
れから金融監督庁という形でやられるわけでは
ないけれども、当然違ってくるから、今おっしゃったこ

とはそうなるであろうというお話として理解した
らいいわけですね。

○政府委員(山口公生君) 来年年央からは金融監
督庁の方にその機能が移るわけでございます。こ
れからは恐らく個々の単体の業務の検査あるいは
監督ということに加えて、これは世界的な動
きでございますが、コングロマリットとしてのと
らまえ方ということがどうしても必要になってく
ると。

だから、私どもの方は、金融監督庁が今度でき
ますと金融監督庁の方でそういったところの検査
や監督のノウハウも十分に身につけましょと、た
だただ銀行だけ見ていけばいい、証券会社だけ見
ていけば済む、保険会社だけすべてが終わるとい
う時代ではなくて、保険会社だけでも終わるとい
うので、そういった点でも、私ども時代に即応し
た体制と知識、技能というものを身につける必要
があるというふうに考えておるわけでございます。

○河本英典君 次に、違う質問をさせていただきます。
法案では、銀行を子会社とする持ち株会社や保
険会社を子会社とする持ち株会社については設立
に関する認可であるとか連結ベースの規制などさ
まざまな規制が課せられておるのに対して、証券
会社については証券会社本体への規制を基本とし
ては銀行や保険会社のように持ち株会社への
規制などを行わないのか、理由をお聞かせ願ひ
たいと思います。

○政府委員(長野虎士君) 基本的な枠組みにつ
きましては先ほどの一五%ルールをなぜ証券会社
に適用しないかということと山口銀行局長が簡単
に御説明した点に尽きるところを考えた場合に主
として二つの分野がございます。

一つは、やはり中心になりますのは不公平、不
適切な取引が行われないようにするというものが
証券取引法の主眼でございますけれども、この取

引というのはまさに親会社ではなくて子会社その
もので行われている。例えば、相場操縦をやつて
いないか、あるいは損失補てんをやっていないか
ということなどは子会社自身に対する監督として行
えば十分であるし、特に親会社が巻き込まれるこ
ともないと考えます。

それから、顧客に対するいわば健全性の維持と
いう要素の点は、銀行に似た側面はございますけ
れども、これは先ほどの御質問に御答弁申し上げ
ましたように、資産の分別管理でありますとか寄
託証券補償基金の充実にいった形で対応すべき出
来事であろうかと。

銀行の場合には、例えば不動産会社まで銀行の
いわば親会社が保有しているのかどうかという銀
行と産業とのかわり、あるいは銀行に対する健
全性の確保という要素がございますけれども、証
券の場合にはそのような要素はないと考えられま
すので、基本的には単体に対する、単体と申しま
すか、証券業をやっている子会社に対する監督を
主とし、仮に必要があれば親会社に対して報告等
の徴収を求めることができるという形で考えてお
ります。

なお、ただいまコングロマリットという観点で
山口局長が御説明したことを敷衍いたしますと、
例えば日本では四大証券は既に銀行子会社を自分
の子会社として持っております。これは将来、兄
弟会社として持ち株会社という形になることがご
ざいましょう。今度は逆に、銀行の方でも証券子
会社を持つておりますからそれが子会社というこ
とになる。

そうすると、具体的な名前を挙げてはぐあいが
悪いのかもしれませんが、例えば東京三菱
ホールディングカンパニーというものがその下に
銀行と証券を持つておるという状態と野村ホール
ディングカンパニーというものが証券と銀行を持
ておるという状態、そのホールディングカンパ
ニーは一体銀行なのか証券なのか、両方とも子会
社に在るということではもう同じになります。

としても、野村ホールディングの下に野村証券と
野村銀行というものが子会社としてなる場合には
この親会社は銀行を子会社としておるわけでご
ざいますから銀行持ち株会社の位置づけとなりま
して、山口局長が先ほど御説明している規制の
対象に入る。コングロマリットという意味は、既
に銀行、証券というのはそのステージに入つてき
ておるということでございます。

○河本英典君 銀行持ち株会社の子会社について
は金融関連の業務に制限されているのに対して、
保険持ち株会社の子会社については一般事業を含
めて業務範囲に制限が設けられていませんが、こ
れはどういった理由によるものなんでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 先ほど大変短く御説明
して不十分でございましたけれども、保険の場合
に並べられる子会社の範囲を特設銀行持ち株会社
のように制限しませんでしたのは、決算システム
を担っていない、あるいは信用秩序に与える影響
が限定的だということを勘案しまして、それから
もう一つ、諸外国のことを考え合わせてみますと、
保険についてはアメリカも特設の規制を設けて
おりません。

したがって、原則としてそういった規制をな
べくなくそうということでありまして、銀行に
ついては非常に厳しい制限をかけたけれども、保
険についてはそこまでやる必要はないだろ
うということと判断したわけでございます。

○河本英典君 保険会社のことでもう一つお聞
きたいんですけれども、生命保険会社は多くは相
互会社という独特の組織形態をとっているよう
ですけれども、今回の保険持ち株会社を活用でき
ないということと、今後、保険会社が健全性を維
持して利用者ニーズの多様化に対応していくため
にも、相互会社の形態をとる保険会社についても
持ち株会社を活用していく道を開く必要があると
いうふうに考えますけれども、そういった導入の
スケジュールというのは考えておられるんです
か。

○政府委員(福田誠君) お答えいたします。

生命保険会社についてのお尋ねでございますが、御指摘の保険会社がその子会社として持ち株会社を保有する、いわゆる川下持ち株会社につきましては本年六月の保険審議会の報告において「組織形態の選択肢の多様化の観点から、保険会社が持株会社を子会社として保有することを認めることが適当である。」とされております。

この報告を踏まえまして、川下持ち株会社につきましましては保険会社の子会社に係る制度の見直しの中で導入を図る方向で現在検討を進めております。成案が得られ次第、法案として提出させていただきます。とされております。

○河本英典君 よろしくお願いたします。

次は、デイスクロージャー、金融機関の情報開示について少しお聞きいたします。

最近、金融機関の情報開示がよく話題になっていますが、持ち株会社につきましても、いろいろな会社が子会社になって企業集団を形成するというところになりますと、銀行のデイスクロージャーにとどまらずグループ全体の情報公開、デイスクロージャーというものが預金者、保険契約者、投資家にとって大変重要になってくるというふうに考えられます。

現在、有価証券報告書の中で子会社を含めた情報の開示が行われているのでありますけれども、持ち株会社につきましましては証券取引法において一般の親子会社以上に連結ベースでのデイスクロージャーの充実が必要となると思います。この点につきましましてどのような方策を考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○政府委員(長野庵士君) 御指摘のとおり、今後の金融システム上、デイスクロージャーということが大変重要でございます。

したがって、金融システム改革、いわゆるビッグバンを推進するに当たりまして橋本総理は、大蔵大臣とともに法務大臣もお呼びになって企業会計も含めた金融システム改革を進めるといふ御指示ございましたし、私もこのデイスクロージャーの問題につきましましてビッグバン関連

五審議会、外為審、金融制度調査会、保険審議会、証券審議会のほかに企業会計審議会を関係五審議会と言っております。そこにおきましてただいま御指摘の連結ベースでの情報公開というテーマに取り組んでいただいております。

この点につきましては、六月にもう既に中間的な報告が出ておりますけれども、御指摘いただきまして、連結ベースの財務諸表の公示を中心としていくという方向性が出ておりますし、持ち株会社というものは、そういう連結といふことを考えた場合にはイの一番でこれが適用されるべき分野であると考えております。ただし、持ち株会社の場合には連結をすればすべてが足りるというところより、今度は逆に連結だけでは不十分でその傘下にある子会社の情報も一つ一つある程度投資家の方に提供するという側面もございますので、その両面を合わせた必要な情報開示の体制を整えたいと考えております。

○河本英典君 今回の法案ではその辺のデイスクロージャーについての特別な措置というのは講じられていないのか、お聞かせ願いたいんです。

○政府委員(長野庵士君) これは企業会計の仕組みの中で連結の範囲というのをおのずと決まっておりますので、この法案をお認めいただければ金融機関をめぐる持ち株会社というのが認められますればほぼ自動的に連結決算の対象になっていくというふうに御理解いただけたらと存じます。

○河本英典君 それでは、税制上の措置についてお聞きしたいんですが、銀行持ち株会社の設立に特例を設けたとしても、譲渡益課税や登録免許税などについて税制上の措置を講じなければ実際に設立が困難ではないかというふうに考えられますけれども、今後このような対応が行われることになるのでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) 今回の法律によりまして銀行持ち株会社の設立が可能となるわけですが、その場合に現在の税法のままでありますとなかなか設立できないではないかという御質問で

ございます。

具体的には幾つかの点が指摘されているわけですが、この点につきましては政府の税制調査会でも早くから議論を始めておりまして、昨日、金融課税小委員会が中間報告を出しましたが、その中間報告の中では、この種の仕組み、制度が金融の世界ででき上がることに期待をしております。と評価した上で、この法案で提案されていますいわゆる三角合併方式による銀行持ち株会社の設立に伴って銀行の株主が銀行持ち株会社に対して行なう現物出資に係る譲渡益に対する課税の問題等々につきましまして、「適切な対応が図られることが望ましい。」ということをお指摘しております。

今後、政府の税制調査会の総会ベースで議論をいたしますが、この種の問題について今の小委員会の指摘に沿って私ども議論をしていきたいと思っておりますが、分野がかなり幅広くあります。かつ、事業持ち株会社等についてはこれまで存在しているわけですので、そことの関係も考えなければいけません。支障にならないように十分考えます。が、現行制度で動かしていることとの調整、それから今後の一般的な持ち株会社への対応ということも十分考えて課税の公平も期してまいりたいと思っております。

○河本英典君 連結納税制度についてお伺いしますけれども、持ち株会社が解禁された場合において、実際にその活用を図っていくに当たって連結納税制度の導入の必要性が指摘されているわけですが、連結納税制度については現在どのような検討が行われているのか、お聞きしたいと思います。

○政府委員(薄井信明君) 連結納税制度につきましては、法人課税のあり方ということで一昨年来からかなり深い議論を政府の税制調査会でやってもらっております。法人課税小委員会でもこれについての考え方を示してもらっております。御存じのように、今回いわゆる純粋持ち株会社というものが解禁されたわけですが、事業持ち株会社というものは既に動いているわけでございます。この事業持ち株会社が動いている中で連結

納税制度というのは現在とっておりません。税制の面から申し上げますと、連結納税制度というのは、先ほど来御議論のありました連結決算とちよつと違う世界であるというふうに理解しております。課税する際に個々の法人を課税主体として考えるのか、企業グループ、企業集団全体を課税主体として考えるのかという法人税の考え方のいわば基本のところに関係してくるところでございます。

私も頭から連結納税制度はいけないというふうな考え方は持っておりません。ただし、現在の商法なり、いろいろな法制なり、それから企業の経営の実態が集团的になされているのかどうか、ある面では集团的にやられているけれどもある面では個々の企業であるといういいとこ取りで考えているのであれば、税制面では税金が安くなるように連結納税制度と言われるのでは私どもはそのまま乗るわけにはいかない。そういう意味では、企業の経営の実態が集团的な経営になってくるのか、企業集団として経営していくのかどうか、あるいは雇用の問題等々についても総合的な視点で見えないといけないと思っております。

繰り返して申し上げますが、問題意識は持っております。今後慎重な検討が必要とされる研究課題であるという受けとめ方でございます。

○河本英典君 日本の納税者は所得納税になれ過ぎていまして、これだけ企業活動がこういふ持ち株会社を通じてとか国際的になりますと、一体どれが利益なのか実際やっている者もわからなくなってくるやきやきになってくるというところ自体が難しくなってくるというふうに思うわけです。

その辺、これから抜本的な問題として、また直間比率の問題になるかもしれないけれども、そういう税制というところも国際的に考えましても変えていかなきゃならないというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) 大変大きな視点からの御指摘でございます。先ほどの質問の継続とい

う意味ではなしに御答弁申し上げさせていただきますと、おっしゃるように、所得というものを把握する、あるいは意識することがこのように経済活動が複雑化し、国際化し、また電算機等、機械が発展した中で非常に難しくなっているというのが実態でございます。したがって、脱税するとかしないという意識があるなしにかかわらず、所得がどの時期に発生したかというのがとらえにくくなっているというの御指摘のとおりでございます。したがって、それをとらえるために努力するのか、それともとらえようとしても無理ではないかと考えてしまうのかで今後の税法の考え方も変わってくるのかと思います。

極端に言えば、例えば支出税というようなことを学者の皆さんはおっしゃいますが、そういう考え方はむしろ所得課税から消費といいますが、支出のサイドに着目して課税した方が公平ではないかという発想もあるわけです。ただ、私どもも含め現在の各政府の税制当局は、所得課税を中心としつつ悩ましい問題が起きているなどという意識でありまして、OECDその他でこの点については議論させていただいているというのが実情でございます。

○河本英典君 確定するのが困難で困難でないかととは別に、やはり経費というか手間暇がかかりますから、それも勘案して税を取るということを考えないといけないというふうに思いますので、将来の大きな課題として考えていただきたいというふうに思うわけでございます。

ほかに来ていただいたところもあるんですけども、時間ですのでこの辺で終わります。ありがとうございます。

○直嶋正行君 平成会の直嶋でございます。

銀行持ち株会社について幾つか御質問させていただきます。最初、今ちょうど税制の論議が出ておりましたので、税制の問題から御質問をさせていただきたいと思っております。

大蔵大臣に最初にお伺いしたいんですけれども、今、我々この金融持ち株会社制度の導入につ

いて議論をしているわけですが、先ほどもお話がございましたように、これからの金融ビッグバンを控えて金融機関の経営の選択肢を広げる、あるいは多様化というニーズにこたえていくという意味でこの持ち株会社制度を金融機関にも導入しよう、こういうことであるわけですね。

そうした視点から実際にこの制度を日本の社会に導入し定着させていくということを考えますと、この法律をつくって成立させるだけではそうならないわけですね。やはり、そこにこの法律にかかわる制度を必然的に持ち株会社が進展するように変えていかなければいけない、そうでないと実効は上がらないと思うわけでありまして、特に、持ち株会社制度の導入というものを考えた場合に重要なことになるのがこの税制の問題だということに私は思うわけでありまして、今、薄井局長の方から今回のいわゆる三角合併方式について小委員会報告を受けて前向きに議論をしているという御報告があったわけですが、ざっと見ましただけでも、今の税制のままではいけませんと、これは大変な負担になってくるわけですね。一説によりますと、例えば都銀クラスで今回の三角合併方式でこれを適用した場合に、税の負担だけでもざっと三千万円ぐらいになる、こういう試算も聞いております。

したがって、私はぜひ大蔵大臣にお願いしたいのは、今申し上げたような視点に立つて積極的に陣頭指揮をしていただきたい、こう思うわけでありまして、大臣、いかがでございますでしょうか。

○國務大臣(三塚博君) 今回、この解禁をする意義は、ただいま来申し上げておるとおりでありまして、特に金融分野における持ち株会社の活用は利用者の利便というのがございます。その向上であります。経営の効率化、金融システムの安定化に資するものでございます。今回の金融システムの改善の中で極めて重要な意義ということであります。

こういう中で、ただいま税制面の問題提起でございますが、銀行持ち株会社の創設に伴います譲渡益課税等の税制上の措置につきましては、今回提案されております三角合併方式という設立形態を考慮しつつ、銀行以外の法人が持ち株会社を創設する場合などとの課税の公平の観点から踏まえながら、御指摘のように検討していかなければならない点であると認識をいたしております。

○直嶋正行君 今の大臣のお答えとの関係で一つ確認をしなければいけないのは、銀行以外の持ち株会社との公平性の問題というお話があったんですけれども、例えば銀行以外の例で申し上げますと、NTTのいわゆる持ち株会社化に伴う特例措置というのがございます。こういったものと比較をしても、やはり今お話が出たような譲渡益課税でありますとか、あるいは、さつき詳しくは出なかったんですが、登録免許税でありますとか、あるいは株主に係る有価証券取引税ですとか、こういったものも当然この税負担の対象になってくると思うんですけれども、こういった具体的なことも含めて主税局長の方からちょっと御見解をお伺いしたいと思うんです。

○政府委員(薄井信明君) 先ほど申し上げましたのは金融持ち株会社がいわゆる三角合併方式をとる場合の税制上の問題点について御答弁申し上げたわけですが、今の御質問は一般の事業会社が持ち株会社を持つ場合についての御指摘でございます。

三角合併方式の場合はいわゆる株式による出資のところが一番ポイントになるところでございます。そして、これは普通ですとそのまま課税になるわけですが、これを課税したのではとても金融持ち株会社はできないという御趣旨の御質問の流れだったと思っております。この点についてはこの制度を創設される趣旨を尊重した方向で税制上対応していただくことを検討していると申し上げたわけですが、もう一方の一般の持ち株会社のケースというのはいわゆる抜け殻方式という形で持ち株会社をつくるケースが中心になるかと思っております。この場合にはいわゆる現物出資、この中に例えば土

地等が含まれていますと圧縮記帳の特例が、土地が含まれていなければこれは問題なく課税の繰り延べ、圧縮記帳が一〇〇%されるわけですから、土地等が含まれていると八〇%までしかできない仕組みになっております。これをそのまま置いておくと二〇%といえ負担が重くなるのではないかとこの問題提起かと思っております。この点につきましても検討はしていかなければならないと私も思っております。

なお、三角合併方式の場合に有価証券取引税の問題が出てくると思っております。この点についてどうしていくのか。先ほど来申し上げましたように、縦横斜めいろんなケースが出てくると思っております。課税の公平を損なわないよう、かつこの制度がうまく動き出せるように答えを出していきたいと思っております。登録免許税についても同様の趣旨でございます。

なお、NTTについてお触れになったわけですが、NTTにつきましては私ども国の施策としていわば強制的に特殊会社であるNTTを再編成するということへの対応としてとらせていただいた措置であったということでございます。それとは別に、御質問にありましたように、今後の問題に對して適切に対応していきたいと思っております。

○直嶋正行君 今、大臣の御答弁の中でもいわゆる三角合併方式と抜け殻方式でやる場合の公平性の問題というのが出ましたね。これはちよつと違うものを比較して、じゃどうやって公平にするのかというのは非常に、公平という言葉では説明しても、実際にそれをどう保つかというのは大変難しい話だと思っております。

例えば、アメリカのケースを見ますと、結局いずれの方法をとっても基本的には課税されていなければいけません。ですから、基本的な視点として考えますと、冒頭私が大臣に申し上げましたように、やはり基本的にはこの持ち株会社制度という新しい制度を日本の中にこれから導入し定着していく、これは将来の日本の経済社会を考えた場合に

そうした観点から、きょうは特にディスクロージャーの問題を中心にお伺いをしたい、このように思っておりますが、最初にさつきちょうと議論に出しました連結決算制度についてお伺いしたいと思っております。

しての運営ということになるわけでありまして。また、従来の業態別子会社ということになると親子関係ということなんですが、持ち株会社制度を導入しますと親子関係から兄弟関係に変化していく、こういうことになるわけですね。親子が兄弟に変わると兄弟の方がある程度リスクが遮断をされているので抵抗があるんだ、こういう話もよくされるんですけども、例えばこの間のペアリングズ社の例のように子会社の破綻がもう親会社を経由してグループ全体に波及してしまうといううなケースもあるわけですね。

それで、先ほどお話がございましたが、企業会計審議会から連結財務諸表制度について見直しの報告が出されていると。私が聞いている話だと一部平成十年度から実施をしていく、あるいは十一年度から本格導入だというふうなお話も聞いているんですけども、特にこの持ち株会社制度との関係でどういふところに見直しのポイントが置かれていのかを簡単にちよつとまずお伺いしたいと思うんです。

○政府委員(長野麻士君) 企業会計審議会は六月に連結に関する意見書を取りまとめて公表してございまして、御指摘のとおり、新しい財務諸表制度を平成十年度四月以降開始する事業年度から段階的に実施できるように準備をいたしております。

改正の主たる項目は、企業情報を単体を主としたデイスクリージャーから連結を中心とするデイスクリージャーに改める、それから連結の対象とする子会社の範囲につきまして形式的な持ち株基準によつておりましたものを実質的な支配という概念を入れていく、それから、事細かな内容になりますけれども、連結の決算におきます財務諸表のいろいろなつくり方につきまして一言で言えばグローバルスタンダードに、国際的な水準に合わせた内容にするといった内容でございます。

これらはある意味では持ち株会社が導入されるかされないかということとは基本の筋としては別途の問題で、持ち株会社が仮に今の時点で日本において解禁されなかったとしても企業会計審議会

として取り組むべき課題であつたであらうということにおいては一応別な問題と申し上げます。

ただし、先ほど河本先生にも御答弁申し上げたところでありますけれども、連結に転換したとき持ち株会社みたいなものが入つていきますと、連結で例えば相殺されるような項目を全部合体してしまつてデイスクリージャーしただけでは足りなくて、むしろ逆に単体についての情報も大事になつてくる、あるいは連結の内部での取引がどうなつておるかという情報を開示することも大事になつてくるという意味では、持ち株会社というものが日本で広く活用された場合にデイスクリージャー上どんな問題があるだろうかということを考えて、今、連結の整備の準備をしておるという段階でございます。

○直嶋正行君 今のお答えを受けてちよつと具体的に伺いたいことがあるんですが、持ち株会社制度を導入した場合にグループとしての、例えば不良債権等についていへば全体の数字も正確に把握される必要があると思うんですね。例えば不良債権の財務諸表制度上の記載ということについてちよつと伺いたいんですけども、今どんな感じに、どんなふうになつていくんですか。それから、今お話しされたこれからの方向ということとで考えた場合に、それは変更されるのかどうかというところをちよつと伺いたいんです。

○政府委員(長野麻士君) ただいまお尋ねの金融機関の不良債権の状況のデイスクリージャーというのは二つの側面がございます。

一般的に企業会計の原則として、銀行の貸出金というものを有価証券報告書の財務書類上どういふふうに表示し、そこに取引立てが不能になるおそれがあるとした場合のおそれのある金額につきまして引当勘定を計上するなり、あるいは債権そのものから除去するなり、そういうたつたところとしてのロスの見込みを企業会計上表記する、これは商法からよつてまいります全体的な企業会計のあり方の問題でございます。

それ以上に、これは山口銀行局長に後の御答弁

はお任せしたいと思ひますけれども、銀行の場合にはそういった企業会計上の問題だけでなく、一時的金利減免をしておるような債権というのはどれだけのものがありましようかとかいう一般の企業を上回るレベルでのデイスクリージャーが求められ、主としてそれが今日話題になつていまして、これは恐らくは銀行法二十一条によります銀行独自の一般企業を上回るレベルでの企業情報の開示として扱われておるわけで、それらの扱いにつきましては、今回の持ち株会社といった問題と離れて、銀行業をやつておるその銀行の不良資産の状況を銀行法二十一条に基づいてデイスクリージャーをされるという仕組みそのものは何ら影響を受けず今後も行われるべきものと考えております。

○直嶋正行君 銀行局長にちよつと伺いたいんですけども、ですから、今、証券局長がお答えになつたいわゆる銀行法二十一条に基づく不良債権の公表ですね、これは要するに持ち株会社グループとしての不良債権の公表ということはお考えになつておるのかどうか。

それから、あわせまして伺いたいんですが、おとといの大蔵委員会のやりとりの中でもいろいろ議論があつたんですが、例えば特にグループというところで考えた場合に、子会社に対する親会社からの債務保証、子会社の借金に対する債務保証ですね、あるいは貸付金とかこういうものがグループとして考えた場合に非常に重要になつてくると思うんです。ですから、これからのデイスクリージャーの問題としてやはりこういうところをきちつと公表していかなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、こういう点についていかがでございますか。

○政府委員(山口公生君) 二点御質問がございまして。最初の方は私が答え申し上げます。それは銀行法二十一条にかかわる問題でございます。後の方は一般的な形の財務諸表の問題だと思ひます。

前の者につきましては申し上げますと、現在、単体での銀行は公表不良債権をそれぞれ公表いたしております。それがグループになったときのそうした不良債権の情報をどうするかということでございますが、やはり預金者等の利用者のためにはそういうものが十分に開示されるという方向で考えていきたいというふうな考えでございます。

○政府委員(長野麻士君) グループの中におきましては、連結財務諸表をつくりまして連結だけで発表いたしますとこれはグループ内の取引ということで相殺項目になつてしまふので開示されません。したがって、先ほど来、河本先生の御質問に對しまして、直嶋先生の御質問に對しまして、むしろ連結ベースの情報とともに単体の情報が大切になつてくると思ひましたのは、その連結で消えてしまふ貸付金とか債務保証というものが親会社から子会社に対する貸付金であればそれはそのまま財務諸表に貸付金の金額が記載されますし、債務保証でございますとそれは注記という形になりますけれども、その関係というもののはつまり連結ベースの中での個別の取引が単体の情報として開示されるように整えておく必要がある、そういう方向で検討をしておるということとを先ほど来申し上げておるわけでございます。

○直嶋正行君 証券局長にもう一点ちよつと伺いたいんですけども、今度の法律を見ますと、銀行と保険の持ち株会社の場合には連結財務諸表を大蔵大臣に提出することになつていふんですけれども、証券の持ち株会社の場合にはこういう条項は入つていないように思ふんですけれども、これはどうなんですか。

○政府委員(長野麻士君) 銀行と保険は親会社、持ち株会社に対する監督をある範囲で及ぼす必要があるという状況のもとに、その監督の問題として連結ベースでの情報等々が監督当局に出されることにならうかと思ひますけれども、先ほど来御答弁申し上げましたように、証券会社につきましては監督上の必要性ということであれば証券会社に対する監督ではは足りるということで親会社に

対する新たな監督規定は設けませんということを申し上げております。

いずれにいたしましても、連結情報というものは開示会社である限り証券会社であろうと一般事業法人であろうと有価証券報告書を提出したた多くのが私どもの仕事でありますから、上場企業の連結情報は、銀行や保険会社も含めてでございますけれども、すべて私どもの方に提出されるということでもあります。

○直轄正行君 引き続きましてディスクロージャー、特に不良債権の問題について今までのやりとりも踏まえてお伺いしたいんです。

銀行といいますが、いわゆる金融機関の不良債権が一つの共通基準に基づいて公表されているわけなんですけれども、この公表が今はいわゆる銀行関係を中心しているわけです。具体的に言いますと、例えば保険会社とか証券会社の部分というのは公表されていないと思うんですけれども、この点についても今後考えていく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがでございますか。

○政府委員(長野龍士君) 証券会社に関しまして御答弁申し上げますと、証券会社は貸し出しが業務ではございません。銀行は貸し付けが業務でございますけれども、証券会社は基本的には有価証券の仲介業務でございます。したがって、銀行の資産の中心になります貸付債権につきましての不良資産の状況といったものを開示するというのは業態として証券会社には当てはまらない側面がございます。

ただし、御指摘の趣旨は恐らく、証券会社が貸付業であるということではなく、証券会社について、先ほど私が御答弁しましたように、一般企業並みのディスクロージャーのレベルにとどめず、銀行法二十一条のような他の事業法人を上回るレベルのディスクロージャーというものが何らかの形で必要ではないかという御趣旨にとらせていただきますと、その必要はあるのではなからうかと私も感じておりますし、六月の証取審の報告

告におきましても、銀行法二十一条のような規定を証券会社の中に取り入れて証券会社としてふさわしい情報の開示というものを検討してはどうかという状況になっております。

また検討の途中でございますのでどんな内容だということも申し上げる段階でございせんが、あえて例示して申し上げますと、貸付業務はやっておりませんけれども、貸付有価証券という業務が証券会社にあります。そういったものについてそれが不良資産化する可能性があるのであればそれをディスクロージャーすることがあるであらうか、この点はこれから研究でございます。今それを決めたということでもなくお受け取りいただきたいと思っております。例えばそんな項目についてこれから研究しました上で一般事業法人を上回るレベル、銀行ほどはいかなくても証券会社にふさわしい、証券会社独自のディスクロージャーというものを考える必要があるのではなからうかという問題意識を持っております。

○政府委員(福田誠君) 保険につきましては、不良債権の開示は行われております。具体的に申しますと、不良債権に関しましては破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権、さらに経営支援先に関する債権の額につきまして、それぞれ保険業界の開示基準、具体的には生命保険協会、損害保険協定が定めております開示基準に沿って各社が自主的に開示しております。その開示の内容は都銀等の大手金融機関と同レベルにあると考えております。

○直轄正行君 保険に關しても一つ。今、不良債権については公表されているというお話があったんですが、特に保険会社の性格からいいますと、土地や建物とかあるいは保有有価証券とか、いわゆる資産評価の問題というのが大きいと思うんです。例えば住専のときのケースを見ても、あれは担保物件なんです。要するに土地の値下がりて結局それが第四分類のほとんどを占めていたということを考えますと、その資産評価の部分でのやり方というのは保険会社の場合は

特にあるような気がするんですけれども、この点についてはいかがでございますか。

○政府委員(福田誠君) 先ほど不良債権についての開示について申し上げましたが、例えば有価証券につきましては金融機関と同様の例えば低価格で評価しておりますので、上場有価証券については金融機関と同様のディスクロージャーを行っております。

ただ、そういう相場のない有価証券あるいは土地建物のようなものまで含めて例えば時価評価してディスクロージャーを行うべきであるというような御指摘でございます。なかなかさまで、今オフバランスについて開示するだけの一般的な企業会計原則もございせんし、その辺につきましては現在まだ行われておらない。ただ、上場有価証券については一般金融機関並みのディスクロージャーが行われているということでございます。

○直轄正行君 引き続きまして不良債権のディスクロージャーの問題を銀行局長にお伺いしたいんですが、今、都市銀行から信組、信金まで順次この不良債権のディスクロージャーを進めておられて、いわゆる共通基準でのディスクロージャーということなんですが、来年三月にようやくすべて開示になる、こういうことだと思っておりますけれども、結局これまでの金融機関の破綻の状況を見ますと、平成八年三月期から始めて二年間かけて順次開示をしていくということなんですが、このやっていく間に幾つか破綻が出てきてしまっているということなんです。

それで、私が不思議なのは、なぜ二年もかけて開示をしなさいいかなかったのか。どうもディスクロージャーのテンポが現実の金融機関の破綻のテンポに全然追いついていない。だから、ここら辺も今いろいろ社会的に不安心理をおおっている一つの原因になっていると思うんですけれども、なぜ二年もかかるんですか。これはどういうやり方で進めてこられているのか、ちょっとお伺いしたいんです。

○政府委員(山口公生君) 現時点でディスクロージャーの充実が必要だということは私も含めまして国民的な意見だろうと思うのでございます。そのディスクロージャーを少しさかのぼってみますと、比較的最近急速に整備が図られてきたということでございます。そのときに、最初はず破綻先債権から、それから次に延滞債権も含めて、さらに金利減免等債権も含めてと徐々にやってきております。各機関別に見ても、大きい都長銀、地銀、第二地銀、それから信金、信組、労金、こういうふうな業態が分かれている、それも少しずつずれた形で制度整備になっております。その御指摘だと思えます。

しばしば御報告申し上げておりますように、来年の三月期にはこの破綻先債権と延滞債権と金利減免等債権がみんな出さうということでございます。現実は今どうかということでも申し上げますと、ことしの三月期で見ますと、第二地銀まではもう全行開示なんですけれども、信用金庫が四百十ありましてそのうち全部やっておりますのが百六十、信用組合が三百六十三で全部やっておりますのが七十四、労金が四十七のうち四十六という状況でございます。したがって、この部分は来年の三月期には全部そろうということでございます。

じゃ、なぜそういうおくれが生じたかといえますと、当時の考え方というんな金融制度調査会等の報告書等をめくってみますと、一つは地域の金融機関の場合には営業地域が限定されておつてその開示が何か不測の混乱を起さなにかという懸念が、今となってはみるとちよつとそういう感覚があったのかなと思うわけですけれども、そういう議論がなされておつたことも事実であります。

それから、先ほど申し上げた信用金庫とか信用組合になりますと、協同組織でございます。性格が協同組織の組合員とか会員の相互扶助の非営利法人なのでございます。したがって、その点についてのディスクロージャーを早急に求める必要があるのかどうかというような議論もあつたように思っております。

ただ、今振り返ってみますと、非営利のそういう

た法人であれ預金者であることには変わりないのではなにかという感じが今となってはとするとわけてございませうけれども、先生のお尋ねの何でばらばらにいましめようか、時間がかかったのかということにお答えするとすれば、急速にデイスクロージャーの機運が盛り上がりの中でそういった考え方が根底にあつたからではないかというふう

に思つておるわけでございます。
じゃ、今そういう考え方があつたといふと、そういう考え方はもう卒業をしかけていゝのではないかと。事務的な作業、事務的な負担といふことも一部あつたかも知れません。そういうふう

に認識いたしております。
○直嶋正行君 今、言外におつしやうと思つて、それはやはりバブル崩壊以降の大きな流れにどうも不良債権の公表そのものがついてきてい

なかつたのじゃないか。いろんな配慮があつたのかもしません。
それで、この破綻先、それから延滞、金利減免という基準なんですか、これは大蔵省の方で

お決めになつた基準なんですか。それとも、業界で何か一応話し合つてこの辺の基準が妥当だといふことで出てきたものなんですか。これが一つです。
それからもう一つは、参議院の調査室でまとめた資料がありますが、この中に、今、局長がお

えになつた平成九年三月期の各業態別の不良債権の一覧表が出ています。トータル二十七兆九千億という、これですね。この部分の例えは信用金庫、信用組合というのは、これは全体の数字ではなくて、今お答えになつた一部の数字になつてい

るわけですか。
この二つをちよつと確認したいんですが。
○政府委員(山口公生君) 二つお尋ねがござい

ました。
最初のお尋ねは大蔵省が基準をつくつたのかといふことでございますが、これは金融制度調査会

の答申の考え方を受けてまして全銀協が統一の開示基準をつくつております。破綻先債権は更生手続、破産、和議等の申し立てがあつた債権者に対する貸出金、それから延滞債権は、端的に申し上げま

す。と利子の支払いが六カ月以上延滞している債権……
○直嶋正行君 内容はわかつていますから。

○政府委員(山口公生君) そういうことで、統一基準は全銀協でつくつております。
それから二つ目は、統計としてはすべてのものを

含んでいゝということでございます。私どもが統計としてトレースしておりますので一部欠けるという事はないといふふうに思つております。
○直嶋正行君 ですから、今の統計の方の話から

いいますと、これは多分大蔵省でいろいろヒアリング等も含めてなされて全体の数字になつていゝと思ふんですよ。ですから、具体的に言つて、そ

れぞれの信用組合なり信用金庫にはこれに見合う数字があるといふことですね。
ですから、さつき二年かかつたという説明の中

で、当初の話と今はちよつとそういうことを言つていゝ時代じゃないけれどもという話をされまし

たけれども、やはりこれは本当はもう少し前倒しにやればできたのじゃないかといふことを私は申し上げたいわけですね。
それからもう一つの問題でいゝと、全銀協が一

応金制調の答申を受けておつくりになつたといふことなんです。例えば金制調のデイスクロージャー作業部会の中間報告、平成四年に出たものを見ますと、都銀の大手でも延滞債権までしか公表しないといふ報告が出ていゝんです。地域銀行にいくと破綻先の公表だけでいいと。それから協同組織のところが公表をしないでいい、という

う答申が出ていゝんですね。これがいろんな変化の中で今のようデイスクロージャーするようになってきたわけですね。
どういふことを申し上げたいかといふと、

どうも金制調の議論というのは、私の印象で言いますと、今議論している特にデイスクロージャーの問題に

関して言いますと、取り組み姿勢が

ちよつと消極的なんじゃないか、そういう感じが

します。特に業界の実態とかあるいは業界の意見に余りにも多くの配慮をし過ぎていゝんじゃないかといふふうに思ふんです。例えば、さつき御説

明された三つのそれぞれの債権のデイスクロージャーの基準にしても、後ほどまた議論をしたいと思ふんですが、いろいろと

言われていゝですね、アメリカと比べて非常に緩いとか、こういうふう

に指摘されていゝわけですね。
ですから、こういうことを見ると、もつとマーケットとかあるいは預金者のニーズといふものも踏まえた議論をしていゝかないと、どうも実態は後

追い後追いで来ているんじゃないか、私は率直に言つてこう思ふんです。これは私は大蔵省としてや

はり一つの反省点になるんじゃないかと思ふんですが、銀行局長、どうでしょう。
○政府委員(山口公生君) 一昨日でございましたが、牛嶋先生とも大分御議論をさせていただきました中

で、どんな時代は変わつて、行政もそれにつれて変えてきていゝつもりでございますけれども、最近特に急速な変化だと思ひます。
例えば、破綻一つとつてみましても、非常に、

こう言つては語弊がありますが、小さい金融機関が破綻という記事が出ただけでやはりこれは大変なショックという時代があつたわけでございます。それがずつと昔ではなくて、ごく最近の状況

でございます。最近は大きな破綻が出て大衆御心配をおかけしてございますけれども、時代の認識としては大分変わつてきていゝといふふうに思ひます。破綻しても預金者はきちつと守られるといふ

ことがおわかりいただけるようになってきております。
そのときに、デイスクロージャーといふものの

問題、確かにその業界の事情といふものはあつたかもしれませんが、そののみならず、全般的に何か悪いものをさらしたときに預金者の方々はどう

反応するだろうかといふこともかなり今となつてみれば過敏に考へておつたといふこともあるかもしれません。そういう意味では、時代の先見性

に欠けるというおしかりがあればそれは私も受けざるを得ませんけれども、ただ、かなりデイスクロージャーについては今の時点でもその重要性を十分に認識してきておりますし、その点については時代の流れとともに改善が図られつゝあるといふふう

に御理解いただければ幸いでござい

たという御指摘はしばしば受けております。ただ、ちよつと氣をつけた議論を私もさしていただきたのは、当時の公表というのとは一体どの部分だったのか。例えば、破綻だけの公表がなされている時代であります。それで、破綻後にさかしたわけでございます。それで、破綻後に調べてみたということになります。回収不能が可能なこととやりやすさのすべてが入ってくるわけでございます。そこに非常に大きな倍率でよく申されるんですが、そういう現象がありまして、それはちよつと数字の比較としては留意しなきゃいけない部分だと思ひます。

しかし、先生おっしゃいますように、公表不良債権と実際破綻した後の回収不能部分、あるいは回収可能だけれども一応は不良債権というふうに分類しなきゃいけないというふうなものは少し数字的に違ひがあるというふうな事実はございませう。公表不良債権というのは一つの基準でもって、先ほど六カ月とか公定歩合以下の貸し付けとかいう基準を設けましたので、その基準を設けて出した公表不良債権、これがうそをつかればそれは違ひますけれども、うそはついていないという前提で申し上げます。それはそういう基準に当てはまったものをずつと出しているわけですね。公表不良債権というのは各機関共通でやらなきゃいけない。アメリカもそういうことでやっております。しかも、ディスクローズしても比較可能性がなければいけないわけでございます。そういう観点から基準を設けて出しているものと、現実に破綻した後、もうゴーイングコンサーンとしての存在ではありませんが取引先ももう融資がとまってしまつて倒れてしまつたということがしばしばある。そうすると、生産価値として見た場合に、本来不良債権としてあるものも将来は取れると思つていたものが取れなくなるといふ事態もありましよう。そこで改めてその回収が本当に可能か可能でないかというのを、そういう側面から見たときに額が違つてくるという事態でございませう。

この点につきましては、公表不良債権の方の基準をもう少し広げるといふまいしょうか、厳しくするといふまいしょうか、そういう考え方も一つあると思ひますけれども、例えば六カ月とか金利につきましては公定歩合以下とかいう基準がかなりいろいろな議論を踏まえた上で一つの理屈として打ち出されてきておりますので、これが甘いと私は決めるわけにはいかないと思ひます。ただ、現実にある程度の回収不能というものの比較から言つて、ちよつとそれだけで十分なのかという議論が出てくることも私はよく理解しますし、その辺は十分に検討をしていかなくちゃいけない面だらうというふうな思つてゐる次第でございませう。

○直轄正行君 今の銀行局長のお答えで二つお伺いしたいと思ひます。一つは、今のディスクロージャーというのにはどこにポイント、どこに焦点を置いてゐるのかといふこと、いずれ将来、二〇〇一年でしたか、ペイオフをやるわけですね、自己責任でやつていただきますよと、ペイオフをやるわけですから、ディスクロージャーが自己責任を負えるような本当にディスクロージャーになつてゐるかどうかといふのが一番の判断ポイントだと思ひます。だから、今、局長の御答弁の中で、いろんな議論があつて基準として決めたことだから一概にどういふお話がありましたけれども、私が一番基準にしなきゃいけないことは、三年か四年後には自己責任ですと、預金者に問わなければいけない。ですから、その間に預金者がきちつと判断できる内容をディスクローズしなきゃいけないんですよ。だけど、今のこれを見ると、とてもそんなじゃないじゃないですか。この制度、もうあと三年ぐらいたてばそうなつていくわけですから、たぶんそこにはギャップがあるんじゃないかと思ひますよ。

○政府委員(山口公生君) ディスクロージャーをどんどん進めていくべきである、そうではないとペイオフの時代に入れないといふことは私も思ひます。したがつて、ディスクロージャーについては前向きにやつていく必要がありませう。一方で各金融機関は早期に正措置、自己査定をやつてゐます。これは回収度合いを自己査定して、それで公認会計士の監査も受けて償却すべきものは償却をするといふことで自己資本比率を低くしてまいります。この自己資本比率はディスクローズされてまいりますから、預金者の方々はそれで判断をするといふことになるわけでございます。

けれども、そんなもの国民に問えないと思ひますよ。これ、三年間で相当な努力をしないとだめです。大臣、ちよつとご答えていただきたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) ディスクロージャーをどんどん進めていくべきである、そうではないとペイオフの時代に入れないといふことは私も思ひます。したがつて、ディスクロージャーについては前向きにやつていく必要がありませう。一方で各金融機関は早期に正措置、自己査定をやつてゐます。これは回収度合いを自己査定して、それで公認会計士の監査も受けて償却すべきものは償却をするといふことで自己資本比率を低くしてまいります。この自己資本比率はディスクローズされてまいりますから、預金者の方々はそれで判断をするといふことになるわけでございます。

それと別にアメリカでもとつておりますような統一基準に基づく相互に比較が可能な不良債権の額のディスクローズ、例えば延滞がどれくらい、金利減免がどれくらい、アメリカの場合はちよつと違ひ表現をしておりますけれども、そういう形のディスクローズといふのも別途さらに充実していくのが課題ではないかといふふうに思つております。

○直轄正行君 大臣にお伺いする前にもう一つ、ちよつと横道にそれるんですが、証券局長にちよつと確認しておきたいことがあるんです。今の銀行局長の、銀行の不良債権と破綻をした場合のギャップの話が出ていたんですが、山一のケースですね、これは大蔵省は山一のいわゆる報告財務諸表から債務超過に陥つていないといふ御判断をされてこの間の処理を発表されたんですね。日銀總裁がいちつちやつていますけれども、それに基づいて日銀が特別融資をやつてゐるといふのが現状ですよ。そうすると、証券会社と銀行は違ふといふえ、要するに通常でゴーイングコンサーンでやつてゐるときの資産の状況と破綻をしてもうゴーイングコンサーンじゃなくなつた、こ

れで清算だといふときのギャップが当然出てくる。もう数字を申し上げるまでもなく、山一の中間報告の修正を含めると、今、帳簿上残つてゐるのは大体一千億ぐらいの自己資本ですよ。ですから、今までのケースから見てこれはもう多分債務超過になつてゐる可能性の方が高いんじゃないかと思ひますけれども、どうなんですかね。

○政府委員(長野隆士君) 山一のお尋ねの前に先ほど銀行局長が不良債権で答へてゐる部分につきましても私の立場で補足をさせていただきます。すなわち、お尋ねの銀行あるいはゼネコンが破綻を来したときに不良資産が急増したではないかと云われるのは、銀行法二十一一条に基づく金利減免債権の額があつたといふ話ではなくて、企業会計として貸付金に毀損のおそれがあるならば引当金を計上しなきゃいけないという一般ルール、その一般的なルールに従つて処理する有価証券報告書、つまり銀行法二十一一条で加重されているわけではない、証券法に基づく開示書類の引き当てる額が一挙に急増したといふことでございませうからフィールドとしてはもう私の領域かと存じます。

その点につきましては前回のこの委員会でも若干述べさせていただきましたけれども、その問題はどこでよつて来るかといふことになりませう、例えば貸付金、債務保証につきましても、ノンバンクあるいはゼネコンでいえば子会社がゴーイングコンサーンとしてやつてゐる場合には一応それなりの債権として引き当てる場合には一応それなりのノンバンクや子会社が会社更生法の適用を申請したといふことになりませうとその基準に従つて、その客観的事実に従つて引き当てるを計上するといふ、これが税務会計上の考え方であると申し上げました。

そういった企業会計の慣行のつとつて処理してきたがために途中段階で徐々に悪くなつてゐると、その徐々に悪くなつてゐるのを見合つた引き当てといふのが十分に段階的に積みまれてきてい

たという御指摘はしばしば受けております。ただ、ちよつと氣をつけた議論を私もさしていただきたのは、当時の公表というのとは一体どの部分だったのか。例えば、破綻だけの公表がなされている時代であります。それで、破綻後にさかしたわけでございます。それで、破綻後に調べてみたということになります。回収不能が可能なこととやりやすさのすべてが入ってくるわけでございます。そこに非常に大きな倍率でよく申されるんですが、そういう現象がありまして、それはちよつと数字の比較としては留意しなきゃいけない部分だと思ひます。

しかし、先生おっしゃいますように、公表不良債権と実際破綻した後の回収不能部分、あるいは回収可能だけれども一応は不良債権というふうに分類しなきゃいけないというふうなものは少し数字的に違ひがあるというふうな事実はございませう。公表不良債権というのは一つの基準でもって、先ほど六カ月とか公定歩合以下の貸し付けとかいう基準を設けましたので、その基準を設けて出した公表不良債権、これがうそをつかればそれは違ひますけれども、うそはついていないという前提で申し上げます。それはそういう基準に当てはまったものをずつと出しているわけですね。公表不良債権というのは各機関共通でやらなきゃいけない。アメリカもそういうことでやっております。しかも、ディスクローズしても比較可能性がなければいけないわけでございます。そういう観点から基準を設けて出しているものと、現実に破綻した後、もうゴーイングコンサーンとしての存在ではありませんが取引先ももう融資がとまってしまつて倒れてしまつたということがしばしばある。そうすると、生産価値として見た場合に、本来不良債権としてあるものも将来は取れると思つていたものが取れなくなるといふ事態もありましよう。そこで改めてその回収が本当に可能か可能でないかというのを、そういう側面から見たときに額が違つてくるという事態でございませう。

けれども、そんなもの国民に問えないと思ひますよ。これ、三年間で相当な努力をしないとだめです。大臣、ちよつとご答えていただきたいと思ひます。

○直轄正行君 大臣にお伺いする前にもう一つ、ちよつと横道にそれるんですが、証券局長にちよつと確認しておきたいことがあるんです。今の銀行局長の、銀行の不良債権と破綻をした場合のギャップの話が出ていたんですが、山一のケースですね、これは大蔵省は山一のいわゆる報告財務諸表から債務超過に陥つていないといふ御判断をされてこの間の処理を発表されたんですね。日銀總裁がいちつちやつていますけれども、それに基づいて日銀が特別融資をやつてゐるといふのが現状ですよ。そうすると、証券会社と銀行は違ふといふえ、要するに通常でゴーイングコンサーンでやつてゐるときの資産の状況と破綻をしてもうゴーイングコンサーンじゃなくなつた、こ

かつたのではないかと問題意識を先日申し上げたわけでございます。

その点につきましては、今、公認会計士協会におきまして、形式的にはまだ会社更生法に至っていないが実質的にノンバンクや子会社の内容が悪いのであればそれにふさわしい会計処理をできるようにする、そういった会計処理のあり方はどうしたらいかなというのを御検討いただいていると。その御検討いただいている手法としては、私どもの検査部が貸出金の査定をする手法などを念頭に置きながら、銀行局長が申し込んだ自己査定という考え方でそれを銀行に取り込んでいって、突然会社更生法が飛んできたから急に十倍になったという事態を防ぐような会計処理ができないかと。債務保証についても同じでございますけれども、徐々に債務保証が求められる可能性が高まってくるに従って順次その引き当てを計上しておくという有価証券報告書上の会計処理を研究していただく必要があるという認識のもとに貸出金ということをご申し上げておるわけでございます。したがって、それにつきましてはその方向でこれから投資家の方々に今まで疑念を感じておられたものの改善の方にできるだけ向けてまいりたいと思っております。

山一証券につきましてはお尋ねでございますけれども、銀行を例にとりて現在の財務諸表からさらに資産内容が悪化するのではないかとお尋ねでございますけれども、これは先ほど銀行と証券の違いを御説明しましたように、証券会社は貸出金というものを持っておりませんので、その貸出金だんだんと不良資産化していくという意味で銀行の例で想定なさるような形とは証券会社の場合には、保有しておる資産はほとんどが有価証券、国債とか株式とかいう形で持っておりますので、それらにつきましては十一月二十五日時点の臨時報告書が提出される場合に、あの時点での時価に評価がえをいたしておりますから、言ってみれば貸出金はどうやって時価を見るかというのが問題

なわけでありすけれども、有価証券の場合には時価というのが客観的にございますので、それに従った有価証券報告書が出されておるという意味では一応現時点での実際の勢力というものが有価証券報告書の訂正の中で出てきておるということが申し上げられると思えます。

はなわけてありますけれども、有価証券の場合には時価というものが客観的にございますので、それに従った有価証券報告書が出されておるという意味では一応現時点での実際の勢力というものが有価証券報告書の訂正の中で出てきておるということが申し上げられると思えます。

〇直嶋正行君 ということは、債務超過にはならないと、こういう理解でいいわけですね。

〇政府委員(長野隆士君) 債務超過にならないと断言できません。その事情は幾つかございますけれども、現時点におきましてもこの会社は一切の収入がなく、しかしすべての労働者を解雇し終わったわけではございません。賃金を払いながら、今清算の過程に入っておりますから、これからはコストだけがかかる会社としてしばらく存続いたします。

〇直嶋正行君 日銀総裁、ということなんですけれども、もうたびたび日銀特融については議論されていきますが、結局は今の話のあった寄託証券補償基金の法制化を一つの歯どめとして今回の特融をお考えになったという理解になるんですけれども、この点はどうでしょうか。

それから、有価証券の評価などは十一月二十五日の時点の時価で評価したと申し上げましたけれども、これはその時点の評価ということでございます。最終的にこれは清算の過程で全部処分して現金化しなければいけませんので、その処分するときには値上がりしますものや、さらに下がりますものや、不確定要素はございます。したがって、債務超過になる可能性を想定しながら答弁しておるのかといったらそうではございませんけれども、そういった今後の経済事象によつて変動する要素があるということは率直に申し上げておくべきだと思えますのでそのように御答弁申し上げます。

〇直嶋正行君 日銀総裁、ということなんですけれども、もうたびたび日銀特融については議論されていきますが、結局は今の話のあった寄託証券補償基金の法制化を一つの歯どめとして今回の特融をお考えになったという理解になるんですけれども、この点はどうでしょうか。

〇参考人(松下康雄君) 今、これに匹敵するほかの事例ということでございますとにわかに思いつかないのでございますけれども、一般の銀行の場合を考えてみましても、銀行自体におきまして通常の自分の銀行の資産の中から返済することが可能というものを対象にしているわけではないのでございます。

銀行の場合におきましては、例えば預金保険機構からの資金支援を受けますとか、あるいは銀行の営業資産を他の受け皿銀行に譲渡いたしました、その譲渡の収入等を引き当てにして回収いたしますとか、そういう点では今後の実行いかんによつていろいろな条件も勘案いたしまして、総合的にまずこまごまの見通しが立つていけば通常回収には懸念がないという判断をしてみたいというところは他にもいろいろと事例がございます。

〇参考人(松下康雄君) 私ども日銀が特融を実施いたしますときは、この中の原則の一つとして、これが中央銀行としての財務の健全性を損なわないように考えていくということがございまして、この点がございまして特融を行いますときに当然この回収の可能性ということを検証をいたすわけでございますけれども、山一証券の場合は、ただいまの御指摘がございまして、現状におきましては債務超過の状況ではないと。ないと申しますことは将来資産の処分によつて借入金の返済財源が出てくるということでございますが、ただ私どもも、それだけではございせんので、仮に万が一、今後の清算の過程の中で山一が債務超過の状態に落ち込むとした場合にこの返済についてはどうかということをご検討いたすわけでございます。

〇直嶋正行君 やはり、中央銀行の健全性の問題です。今、けさの議論にもちよつとありましたが、公的資金とか公的支援とか含めていろいろ議論されていきます。私はぜひその中で議論していただきたい。我々もこれから議論しなきゃいかぬと思っております。こういう金融機関の破綻処理あるいは日銀の役割の限界といいますが、日銀の役割

〇政府委員(長野隆士君) 十一月二十四日の大蔵大臣の談話は正確に発表していただいておりますけれども、「現在、山一証券は債務超過の状況に

〇直嶋正行君 もう一つお伺いしておきたいんですけれども、今回のようなまだできていない制度といいますが、基本的には寄附でやっているものを法制化しよう、あるいは充実するということですね、そういうものを前提にしているという日銀の融資というのを今までおやりになったことはございますか。

〇参考人(松下康雄君) 今、これに匹敵するほかの事例ということでございますとにわかに思いつかないのでございますけれども、一般の銀行の場合を考えてみましても、銀行自体におきまして通常の自分の銀行の資産の中から返済することが可能というものを対象にしているわけではないのでございます。

〇直嶋正行君 日銀総裁、ということなんですけれども、もうたびたび日銀特融については議論されていきますが、結局は今の話のあった寄託証券補償基金の法制化を一つの歯どめとして今回の特融をお考えになったという理解になるんですけれども、この点はどうでしょうか。

〇参考人(松下康雄君) 私ども日銀が特融を実施いたしますときは、この中の原則の一つとして、これが中央銀行としての財務の健全性を損なわないように考えていくということがございまして、この点がございまして特融を行いますときに当然この回収の可能性ということを検証をいたすわけでございますけれども、山一証券の場合は、ただいまの御指摘がございまして、現状におきましては債務超過の状況ではないと。ないと申しますことは将来資産の処分によつて借入金の返済財源が出てくるということでございますが、ただ私どもも、それだけではございせんので、仮に万が一、今後の清算の過程の中で山一が債務超過の状態に落ち込むとした場合にこの返済についてはどうかということをご検討いたすわけでございます。

〇直嶋正行君 やはり、中央銀行の健全性の問題です。今、けさの議論にもちよつとありましたが、公的資金とか公的支援とか含めていろいろ議論されていきます。私はぜひその中で議論していただきたい。我々もこれから議論しなきゃいかぬと思っております。こういう金融機関の破綻処理あるいは日銀の役割の限界といいますが、日銀の役割

〇政府委員(長野隆士君) 十一月二十四日の大蔵大臣の談話は正確に発表していただいておりますけれども、「現在、山一証券は債務超過の状況に

〇直嶋正行君 もう一つお伺いしておきたいんですけれども、今回のようなまだできていない制度といいますが、基本的には寄附でやっているものを法制化しよう、あるいは充実するということですね、そういうものを前提にしているという日銀の融資というのを今までおやりになったことはございますか。

〇参考人(松下康雄君) 今、これに匹敵するほかの事例ということでございますとにわかに思いつかないのでございますけれども、一般の銀行の場合を考えてみましても、銀行自体におきまして通常の自分の銀行の資産の中から返済することが可能というものを対象にしているわけではないのでございます。

〇直嶋正行君 日銀総裁、ということなんですけれども、もうたびたび日銀特融については議論されていきますが、結局は今の話のあった寄託証券補償基金の法制化を一つの歯どめとして今回の特融をお考えになったという理解になるんですけれども、この点はどうでしょうか。

〇参考人(松下康雄君) 私ども日銀が特融を実施いたしますときは、この中の原則の一つとして、これが中央銀行としての財務の健全性を損なわないように考えていくということがございまして、この点がございまして特融を行いますときに当然この回収の可能性ということを検証をいたすわけでございますけれども、山一証券の場合は、ただいまの御指摘がございまして、現状におきましては債務超過の状況ではないと。ないと申しますことは将来資産の処分によつて借入金の返済財源が出てくるということでございますが、ただ私どもも、それだけではございせんので、仮に万が一、今後の清算の過程の中で山一が債務超過の状態に落ち込むとした場合にこの返済についてはどうかということをご検討いたすわけでございます。

〇直嶋正行君 やはり、中央銀行の健全性の問題です。今、けさの議論にもちよつとありましたが、公的資金とか公的支援とか含めていろいろ議論されていきます。私はぜひその中で議論していただきたい。我々もこれから議論しなきゃいかぬと思っております。こういう金融機関の破綻処理あるいは日銀の役割の限界といいますが、日銀の役割

というのはどういう、特種だけじゃないかもしれないが、そういうものを含めて改めて再整理をして、それで全体的な仕組みの中にそういうものをビルトインしていかないと、私はもうそういう状況まで来ていると思うんですね。

大蔵大臣にもぜひそういう視点での御検討もお願いしたいと思うんですが、日銀総裁、この点についてどうでしょうか。

○参考人(松下康雄君) 私どもは改正日銀法の施行を来年の四月に控えております。この法律が全面的に改正になる、日銀のあり方もこれに伴って変えていく、この時代にふさわしい、充実した中央銀行として新しくどういう日銀の機能をつくっていくかというのを現状におきましては行内におきまして、また一般の方々からの御意見もいろいろ伺いながら準備を進めているところでございます。

その中で、破綻処理に関連いたしました日銀の持つべきいろいろな機能、例えば破綻処理の防止に必要な審査その他の機能もございまして、一たん破綻が起こりました際のこれに對しますいろいろな支援なりその他の措置もあると思ひますけれども、これらの点につきましても内部的にもこれから見直しを行つてまいりたいと思つております。

でございますから、政府が他の観点から、すなわち破綻処理全体をどのようにして今後安定的に、また効果的に進めていくべきかという観点からの御検討をされ、その中で日銀の役割についてもうそういう目でいろいろ考えられるということでもございまして、それは私もから見ますというときと時宜を得たことであるというふうに考えます。

○直嶋正行君 大蔵大臣、いかがですか。

○國務大臣(三塚博君) 今、総裁が言われましたとおり、四月一日から日本銀行法の改正がスタートを切るわけでありまして。開かれた独立性ということで、総裁が言われましたとおりであろうかと思ひます。

○直嶋正行君 もう時間がございせんので最後に一点、持ち株会社制度との関係で確認をしておきたいんです。

日銀総裁、今、日銀審査をやっていますね。いつもおっしゃられますように、これは当然事業をしている取引相手としての契約に基づいて日銀審査というのはやられていくわけですが、持ち株会社制度になりますと、持ち株会社自体とは契約しているわけじゃありませんから、例えば大蔵検査の場合は持ち株会社を含めて検査の対象になるというところから今までの検査と審査の関係が少し変わってくる。

いろいろ聞いてみますと、もちろんこれは偶然かどうかは別にしまして、やはり大蔵検査と日銀審査というのは、ちやうど時期的にも参議院の改選みたいなもので、裏表じゃないですが、そういう感じでもう機能していただろうに思ひますけれども、例えばそういうものも含めて今度は少し変わってくるんじゃないかと思ひます。この点について、これからのあり方についてちよつと確認をさせていただきたいと思ひます。

○参考人(松下康雄君) 一般的に申しますと、新日銀法におきまして審査は日銀が金融機関等に対するいろいろな一時貸し付け等の取引を行うこと、また信用秩序の維持を行うこと、これらの業務等に関してその業務を適切に行つてまいりますために取引先金融機関等との間で契約によつて行う立入検査であるということでございますので、私どもとしましてはこつた新しい法律の枠組みの中で従来にも増して適切な審査を行つてまいりたいと思ひますし、また、政府の行います検査との関係で申しますと、その両方が相補い合つて効果を相乗的に高めていくようなやり方というものを考えるべきではないか、もちろんその際に相手先の負担が余り重過ぎるということとはぐあひが悪いことでもございましてその点は配慮するというのが基本の考えでございます。

ただいまの御指摘ございました持ち株会社につきましては、これは銀行子会社の経営支配を目的とした会社でございますから、この持ち株会社とあるいはほかの子会社の経営状況が銀行子会社自体に影響を及ぼすという可能性はあると考えます。

私も、今後新日銀法に基づいて日銀の業務を適切に行つてまいりますためには持ち株会社グループの経営状況あるいは持ち株会社による子会社の経営管理方針というものを把握しておくことが必要ではないか、もし必要であれば新しい法律の枠組みの中でどのような手続や方法でこれを行つてまいることが適当かというような点につきまして今後よく検討してまいりたいと思つております。

○直嶋正行君 終わります。

○委員長(石川弘君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後一時四十分開会

○委員長(石川弘君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案を一括して議題とし、休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○峰崎直樹君 大臣、本日に御苦労さまでございします。恐らく息せき切つていらつしやいますでしょうから、最初は法務省をお呼びしておりますので商法関連の方を先にやらせていただきますと思ひますので、ゆつくり息を整えていただきますと思ひます。

実は、この持ち株会社に伴つて、とりあえず銀行だけいわゆる抜け殻方式にかかつて三角合併方式という簡便な方法が認められることになるわけですね。そうすると、同じ金融の中でも証券会社とあり保険会社があり、また広く一般事業会社と

いうのは従来の商法の規定どおり今のところ抜け殻方式によらざるを得ない。そうすると、実際の設立に当たつては非常に煩雑な手続を伴うということが指摘をされているわけでありまして。

その意味で法務省にお伺ひしたいわけですが、本来は独禁法の施行に合わせて銀行に限らず簡便な方法で持株会社が設立できるように商法の改正を行つべきだ、こういう声が強いんですが、その点について法務省の見解をお伺ひします。

○説明員(吉成修一君) お答えを申し上げます。

まず最初に、商法の観点から持株会社の設立の方法につきまして御説明申し上げたいと思ひます。

まず、現行法のもとにおきましては一応三つの手続があるというふうに言われております。まず一つが親会社の営業を現物出資いたしました子会社を設立するという方法、それから子会社を設立してこれに親会社の営業を譲渡するという方法、それから三番目には子会社が親会社の営業の現物出資を受けて新株を発行するという方法、これらの手続によりまして実際には持株会社は設立ができませんけれども、ただ銀行の場合は、現行の方式によりまして、御承知のとおり、銀行は非常に多数の債権債務関係がございします。したがひまして、その例外的な措置といたしまして当委員会が今御審議の銀行持株会社の特例法案というものが提案されているというふう聞いております。

そこで、先生お尋ねの一般の事業会社につきまして持株会社の設立をどうするかということでもございしますが、これは私もいたしまして極めて重要な問題であるというふうに考えております。

ただ、御理解をいただきたいわけでもございしますが、商法は株式会社すべてを対象としたものであります。株式会社の数が現在約百二十万社ございまして、こういうふうには多数の会社につきまして持株会社というものを導入いたしますと相当大きな影響があるのではないかと。それから、持株会社の設立に伴ひまして、株主の権利であ

るとか地位であるとか、あるいは会社組織のあり方、さらには会社債権者の保護のあり方、そういうものにつきましても大きな影響が出てくるのではないかと、このように考えております。

したがって、商法上、一般事業会社のために持ち株会社を設立するということの目的の新しい方法をつくるということになりますと、持ち株会社の解法ということになりますと、持ち株会社は、すべての株式会社がどのように具体的に持ち株会社についてのニーズを感じているのか、あるいは特定の先生御指摘のような金融関係の会社のみならず、いろいろなニーズがあるのかどうか、そういう点、それからまた株主あるいは債権者等の会社をめぐり利害関係者の利益をどういうふうに通整していくかというふうな問題がございますので、幅広い角度から検討してまいりたいと思っております。

いずれにしても、非常に極めて重要な課題でございますので、今後具体的な検討をしていきたいというふうに考えております。

○峰崎直樹君 私国会へ来て五年目でだんだんわかってきたんですけれども、商法、民法、刑法、これらの基本法の審議というのが何から早く時間がかかっているような気がするんですよ。

そういう意味で、時代の変化が非常に速いときにゆつくりとほかの法律との関係もあると、もちろんそうなんですよけれども、少しテンポを速めて、これらの国際的に動いている大きな課題でございまして、私はできれば二、三年後ぐらいに商法改正を行って持ち株会社を設立といったようなことを考えるべきじゃないかというふうに思うんです。これは国際競争力という観点からすると、私はやはり多くの会社ができるだけ設立しやすい制度にする必要があるんじゃないかというふうに考えるわけです。

銀行法の今回の改正案で規制されていますいわゆる三角合併方式というのは、合併の際の株主総会の決議要件が発行済み株式総数の三分の二以上の多数、こういうふうになされているわけですね。

このような高い決議要件だと。銀行の場合には安定株主というのが非常に多いと言われていて、すね。これはどのぐらいが安定株主か、何が安定株主かというのはもちろんいろいろあるものでありましようが、こういう高い決議要件でやるということとはほかの大多数の会社が非常に持ち株会社をつくりにくいんじゃないかと。その意味で、今これから検討されるとおっしゃっていただきましたけれども、商法改正に当たっては多くの会社が利用できるように銀行法改正案というものを先例としないで決議要件の緩和が必要だというふうに考えるんですが、この点はどうかでございますか。

○説明員(吉成修一君) お答え申し上げます。

まず最初に、委員の方から民法、商法等の基本法の改正について速やかに審議を進めるべきではないかというふうな御指摘がございましたが、実は商法の方はかなり頻りに改正しておりますし、ことしも通常国会で一回、合併の特例法といましようか、特則をつくりました。それから、この臨時国会におきまして総会屋対策の商法改正というところで鋭意やっております。

そこで、今御指摘の点でございしますが、独禁法、それから今回の銀行持ち株会社の特例法案、これらの法律の改正の趣旨にかながみますと、委員御指摘のとおり、今後とも一般の事業持ち株会社につきましましては持ち株会社の株主となる者の権利にも十分に配慮しながらできるだけ利用しやすい制度となるよう検討していきたいというふうに考えております。

具体的には決議要件の点でございしますが、これは実際には一般事業持ち株会社の場合にどういうふうな設立の方法を認めるか等々から決まってくる問題ではないかなというふうに考えますので、その際には御指摘の点を踏まえて検討していきたいというふうに思います。

○峰崎直樹君 そこで、今後の商法の改正で、いわゆる抜け殻方式、それから今回の銀行の三角合併方式、こういったものよりも設立の手続が非常に簡便だと言われている株式交換方式、こういった

ものの導入を検討する必要があるというふうに思うんですけれども、そのような議論は今されているんでしょうか。

○説明員(吉成修一君) 委員御指摘のとおり、持ち株会社の設立の方法でございしますが、一応三つあるというふうに言われております。一つは抜け殻方式、それから三角合併方式、これは現在の銀行持ち株会社の特例法案が採用している方法でございします。次に、今御指摘の株式交換方式といましようか、そういうふうな方法がございします。

若干これを御説明させていただきますと、株式交換方式といましますのは、既存の会社が持ち株会社を設立し、持ち株会社の新株と既存の会社の株主の所有する全株式とを交換するという制度でございしますけれども、この方法につきましてはいささかちよつと問題点がございします。ちよつと申し上げますと、強制的に既存の会社の株主の所有する株式と持ち株会社の新株とを交換せざるを得ないという点、それから、この方式は外国ではアメリカの一部の州で採用されている方法でございまして、實際上、私も簡単に調べたところでは余り利用されておらないというふうな指摘もございします。このような問題点を踏まえまして、委員御指摘のとおり、株式交換制度といましますのは一つございします。そういう手法も含めて幅広い観点から検討していきたいというふうに考えております。

○峰崎直樹君 確かに強制的にわたると個々の株主、特に少数株主なんかは反対だという人が出ると思うんですね。そういう人たちに對しては株式買い取り請求権を与えるというふうなことで解決できるんじゃないかというふうに私は思うんです。

そういう意味で、商法改正の際の決議要件というのは、現行商法の抜け殻方式の決議要件である発行済み株式の総数の過半数を所有する株主が出席をして、その三分の二以上の多数ということにいいと思うんですが、この点はどのようにお考え

になっていきますか。

○説明員(吉成修一君) 具体的な決議要件の定め方でございますが、委員御指摘の点を十分頭に入れて検討してまいりたいというふうに思います。

○峰崎直樹君 ぜひ前向きに検討していただきたいと思ひます。

法務省の審議官の方にこういう形で答えてもらえるのかどうなのかかわからないんですが、持ち株会社ができるということとはアメリカなどでやっているMアンドA、それが非常にやりやすくなっているわけですね。そうしますと、従来安定株主をつくって日本ではなかなかMアンドAといったようなことが広がらないといいますが、数が少なかつたと思うのでありますが、アメリカの戦略などをずつと見てみますと、たしか二年前でいいうか、アメリカの議会の報告書などを読んでみますと、要するに日本の資本市場というものに對してMアンドAがちゃんとやれるようなものに変えなきゃだめなんだと。だから私は、金融ビッグバンといましますのが目指している問題というのは最終的にはそこまで、アメリカと同じようにドライに会社ごと丸ごと売ったり買ったり、そのことによつてもうけていくという、こういうことが実は、今、我々は金融ビッグバンを議論しているけれども、その延長線上に出てきているとすると、いわゆるコーポレートガバナンスといまします、企業といましますのは一体だれのものなんだ、どのように統治していくというのがあるのか。

この点について法務省では、この間、株式代表訴訟だとかさまざまな、あるいは社外監査役の強化とかいろいろ工夫はされてきているんだらうと思うんですが、こういう事態を前にして、ちよつと待つてくれと、日本の労使関係が非常に安定しているとか、ある意味では雇用の問題とか、そういうものを考えたときに、このコーポレートガバナンスのところにもかなり大胆に大転換をするような、そういうことに對して今法務省で会社法を中心にして考えられている検討状況というのがあるのかどうか、この点を少しお聞きし

てみたいと思うわけでありませう。

と同時に、これは政治家としての三塚大蔵大臣、もしくは政務次官、せつかくお座りになっておりますので、これらの点について、これはこれから金融ビッグバンが最終的に日本の社会や構造をどう変えていくのかという点で大変大きい問題がありますので、お二人の政治家おられますので何か御意見あればということ、先に法務省の方ではこれはどのように検討されているのかということ、あと政治家の皆さんでも御意見があればお聞きしておきたいと思ひます。

○説明員(吉成修一君) 御指摘のコーポレート・ガバナンスでございますが、これは非常に広い意味がございます、狭い意味では会社はだれのものかというふうな一つの問題意識がございます。それから二番目には、企業を健全に運営するために会社のシステムはどういうふうにあるべきかというふうな意味。それから三番目には、企業が効率よく運営されるためには株主あるいは経営陣等の利害関係者との間でどのように権限とか責任を分担し、あるいは企業が生み出す付加価値を配分していけばよいかというふうな意味で使われております。

御指摘のコーポレート・ガバナンスの観点でございますが、実は総会屋対策の罰則強化法の御審議の中でもいろいろ御指摘がございまして、私どもといたしましては常に会社の運営が健全にあるべきだと、その観点からどういふふうな制度をつくっていくかということを考えております。

当面は、監査制度等の御指摘がございましたので、こういう問題につきましては今後検討していきたいというふうに思っております。

○国務大臣(三塚博君) 世界の潮流、時代の潮流なんだと思うんですが、そういう中で展望をいたしますと、委員御指摘のようなことも流れとして出てくるのではないだろうか。関心を持って今後も見詰めてまいります。

○政府委員(塩崎恭久君) 峰崎委員のコーポレート・ガバナンスのお話でございますけれども、第一

勧銀あるいは野村の問題以来、例えば私も自由民主党の中でも商法に関する小委員会というのをつくりまして、このコーポレート・ガバナンスいかにあるべきかということで既にもう試案を出して、そして例えば経団連であるとか連合であるとか、それから公認会計士協会あるいは監査役協会、それから法制審の方に提出をして、今ちょうど意見を聴取しているところでございます。

今六つの改革というところでいろいろとやっておりますけれども、三権分立というのが日本に制度としてあつても本当に機能してきたのかということとともに、民間部門においても例えば株主総会、それから取締役会、そして執行部がいて、さらに監査役という制度がありながら今までのような一連の総会屋事件を含めたいろいろな問題が起きてくるというところは、恐らくそれぞれの役割責任分担も余り明確ではなく、チェック・アンド・バランスの機能がよく働いていないということではないかと思ひますので、私どもとしても政治家として、公的部門のみならず民間の会社を含めたコーポレート・ガバナンスについてはこれから我々政治家として取り組んでいかなきゃいけないというところで鋭意進めているところでございます。

○峰崎直樹君 ありがとうございます。我々もぜひコーポレート・ガバナンスのあり方についてさらに勉強していきたいと思ひます。

そこで、金融持ち株会社の制度というものがこうして今法制化されようとしているわけですが、この間の歴史をずっとたどってみると、金融制度調査会というところで、一九八四年のいわゆる円・ドル委員会以降、金融自由化に向けて最初は子会社参入方式、いわゆる業態別子会社参入方式というところで進んできたわけですが、そのときの議論を聞いてみると、業態別の子会社の参入方式を設けたのは金融持ち株会社というものが設けられないからだろうということ前提に、先ほど午前中のどなたかの質問にありましたように、金融制度調査会というのはどうも何か及び腰のものが多いというふうに言われていますが、こ

の点もそうなんだろうと思ふんです。もつとも、純粋持ち株会社を禁止していた独禁法の問題がありましたからなかなかそこには踏み込めなかったんだらうと思ふんです。

しかし、いずれにせよそういう流れになってくると、子会社参入方式で設立してきたこと、あるいはそういう動きというのと今度持ち株会社を設けますよと、いいですよとなったときに、従来の方式は中止をするということじゃなくて、それと併存しながら好きなように選んでください、こういうふうになっていくんでしょ。この点、いかがでございますでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 今、委員の御指摘のとおり、制度改革の中で業態別子会社方式を採用しております。当時、この持ち株制度も議論はされておりましたが、独禁法で持ち株会社自体が禁止されておりましたので実現には至らなかったというところでございます。このたび、金融持ち株会社の解禁をこの国会でお認めいただきますと、両者が併存して存在し得るということになるわけでございます。

これは一長一短あるんじゃないかと思ひます。子会社は比較的簡単につくれます。一方、持ち株会社の方は、つくるのは大変ですけれども、今度は経営管理あるいはリスク管理等、また遮断の問題等が容易になるといふふうなメリットもございまして、それぞれ長所を生かしながら、企業、銀行、証券、保険等が選択するということだろうと思ひます。例えばすべての銀行が持ち株会社をつくるというのであればどちらかという選択もあるかもしれません。これは併存して構わないことだと思ひますし、現にアメリカでも両方が併存しております。

したがって、併存しているということを前提に各金融機関はよりよい経営形態を選んでもらいたいというふうに思っております。

○峰崎直樹君 ということは、各金融機関が持ち株方式をとるか子会社方式をとるか、どちらでもよろしゅうございまして、こういうことでこのま

ま行くということですね。わかりました。

次に、株式会社ではないいわゆる相互会社、これが生保あるいは損保というところにあるわけがありますけれども、この扱いについては、その会社の下に持ち株会社を設けて、その下にホールディングカンパニーを設けて、その下にまたさまざまな金融機関を並列させるというやり方をするやに聞いておるのではありませんか、これはそのとおりなんですか。その場合の相互会社に対するコーポレート・ガバナンスといいますが、これはまたどういふふうな監視していくんだらうかという、このあたりはどのように考えておられるでしょうか。

○政府委員(福田誠君) 御指摘のとおりでございます。相互会社自身のみならず持ち株会社になることにつきましては、相互会社は株主がおりませんので契約者が社員だという構成でございますので、そのような相互会社の基本的な性質にかんがみと問題があるものと考えられます。

他方、相互会社が自分が持ち株会社になるのではなく、子会社として自分の下に持ち株会社を保有する、いわゆる川下持ち株会社の形態につきましては、本年の六月の保険審議会の報告におきましても、組織形態の選択肢の多様化の観点から認めることが適当であるとされております。

そういう報告等を踏まえまして、川下持ち株会社につきましては現在保険会社の子会社に係る制度の見直しをしております。ビッグバンに備えまして保険会社の子会社の業務範囲についても拡大の方向で見直しております。その子会社に係る制度の見直しの中で川下持ち株会社の導入を図る方向で検討しております。法案ができましたら際には提出をさせていただきたいと存じます。

そして、そのような場合の親、親といいますが、親たる相互会社のコーポレート・ガバナンスにつきましては、先ほど来問題になっておりますように、やはり契約者の保護という観点からトータルに監督できるように規定を盛り込みたいというふうに考えております。

○峰崎直樹君 今度は税の方に移りたいと思います。

午前中の直嶋委員の質問で連結納税制度の問題があつたわけですが、ずっと一部始終聞いておりました。この問題が出て、なおかつ研究課題だといふふうには先ほど薄井局長の方からおっしゃられたんですが、いつごろをめどにこの連結納税制度についての結論をお出しになる予定なんでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) もともと持ち株会社との関係とは別に連結納税制度についての問題意識がございまして、一昨年来、法人課税の小委員会が議論をしてきております。その過程といいますか、並行していわゆる純粋持ち株会社の話が現実的になり、また今日金融持ち株会社の問題がこのように議論されている状況にあります。

したがって、この問題については持ち株会社の問題との直接な関係とは別に議論を続けてきておりますので、めどというのを日時で示すわけにはいきませんが、日本の企業経営の実態等について分析をさせていただいておりますので、その内容等との関係でこれから進めていくということになるかと思ひます。問題点は大体出てきているように思ひます。

○峰崎直樹君 連結納税制度の問題について、この制度が入らないといういわゆる純粋持ち株会社を設けるメリットというのはほとんどないんじゃないかと、こういうふうによく企業人の方々から言われるんですね。そうすると、これは税の世界で公平性とか中立性とか、そういう観点ですと熱心に取り組まれていることはよく存じているわけですが、そのことといわゆる企業競争といひますか、国際的な企業競争といふものとは、さまざまで我々は一休というふうにとらえたいいんだらうかと。

つまり、日本経済がこういうグローバルライゼーションの中で本場に国際競争力のある企業をつくらなければならない、これは雇用のことや将来の福祉のことを考えたつて当然のことである

うと。そのことといわゆる税の世界における公平性という問題を考えたときに、どうも大蔵省に対する批判として、歳入といふことを余りにも中心的に考えていられる企業の経済発展といふものを阻害している面が出てきているんじゃないかと、こういう指摘をよく受けるんです。この点、局長はどのようにお考えになつていらっしゃるのか、主税局の立場があるでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) 御指摘のように、税制は何のためにあるかといふことと、それからそれを御負担いただいている企業あるいは個人、いろいろな分野にいらつしやるということからすると、公平、中立、簡素といふことを基本に考えざるを得ないし、また税収が必要だけ確保できるということが税の基本であるといふ足を固めた上で議論せざるを得ない立場にはあります。

ただ、先ほど来申し上げているように、経済なり社会は変わつていくわけですから、それに対して税の存在がさおを差していくということにはなつてはいけないと思ひます。したがつて、委員御指摘のように、いかにバランスをとりついくかといふことかと思ひます。

一方、税金が安ければ安いほどいいということから税金の安い例をたくさん持つてきて、これと同じでないグローバルスタンダードではないといふことには用心深く対応していかないとけないと思ひます。

○峰崎直樹君 年度税制改正、さまざまな議論が今出てきております。私も二年前までは年度税制改正などにも従事しておりましたので大変その先行きを心配していることがございます。現段階における大蔵省としての見解を何点かお聞きしてみたいと思ひますが、最初に金融課税の問題についてお聞きしたいと思ひます。

きょうあたりも有取税の問題が大変議論になつております。我が党も有取税について、これは現段階においてこの廃止といふことについてやぶさかでない。ただし、それは有取税そのものができた歴史的な経過があると私は思ひます。その

れはいわゆるシャープ以来続いていた総合課税の原則のところから逸脱をし始めてきて、そして株式譲渡課税と言われているものとの対比で絶えずこの有取税が問題になつてきたのではないかと。

そういう観点からすれば、私はこの有取税の問題といふのはある意味では株式のキャピタルゲイン課税といふものを公正にかけられるといふこととセットで議論されないと、やはりこれは将来的に株式に投資をするのか、あるいは銀行等の預貯金にやるのか、あるいは土地に投資するのかわつてくるのではないかと気がするんですが、このあたりは大蔵省として今どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(薄井信明君) 証券関係税制についての御質問でございます。

戦後のこの分野での税制改正の沿革といふものがございまして、それを無視して議論を進められないわけですが、私も、政府税制調査会あるいは金融課税小委員会が議論を重ねてもらつてきておりました。昨日その小委員会の中間報告が出ておるわけですが、それぞれに考え方があつたといふのが正直なところでございまして、必ずしも株式譲渡課税の代替として有価証券取引税があるといふことで一致しているわけではなくて、両税は別の税であるといふのが昨日までの議論のむしろ主流にあるように思ひます。

ただし、現実には株式をめぐる課税という意味では関係があるわけですから、両者の関係を無視して一方だけを議論するわけにいかない、こういう関係にあるのではないかと思ひます。

○峰崎直樹君 その関連で、今、法人税の減税問題も随分議論になつていふんですが、結局、課税ベースをどんどん狭めて、その分法人税の税率を高めてきた、そういう歴史だつたと思ひます。ですから、法人税の税率を下げていくといふときにはやはりその課税ベースは当然広げていくといふことが重要なんだと思ひます。

その際に私も議論しなさいいけないポイント、税だけではなくて、社会保険料とかあるいは福利厚生費とか、そういう企業の負担といふものがトータルとしてどのぐらいなのか、この点の国際比較といふものをきちんとやるべきではないかといふふうには考えているんです。どうも議論は表面的ないわゆる実効税率の四九・九八%が高い、こういうところに集中しているような気がするんですが、このあたりはどのようにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) 確かに本来にはいろいろな形で負担といふのがあつて、特に社会保険料の世界と税の世界といふのは、国の制度として両方があるわけですから、この両者を考えると、この視点は大変重要な視点だと思ひます。そのほかにも日本の企業経営の特殊性とかいろいろなものが関連しているように思ひます。

そういう意味で、今、税について国際化が求められているように、先ほどの御議論のように、コーポレートガバナンスといふんですが、そういうあたりでも日本のものがあるんだんなくなつていくといふ中で我々は税を議論していかなければいけないと思ひます。委員御指摘のように、本来は計量的にすべてが計算できて対比できるから一番いいと思ひますが、定性的にはそういう意識しております。

一方、そういう意識の上で税に言へば、税率を下げ、課税ベースは国際的な形に合せていく、これが方向としては間違つていないと思ひます。ただ、計量的にはこの負担との関係を比較するといふのがなかなか難しい面があるといふことは御理解いただきたいと思います。

○峰崎直樹君 こういう疑問をよく私も持つんです。その実効税率の四九・九八といふのは非常に高いだらうと。確かに高いんですが、先進国のイギリス、ドイツ、アメリカ、フランスと比べてみて、高いところというのは日本とドイツなんですよ。そうすると、日本とドイツというのは意外と経済的に、今、製造業といふことに絞つて言え

ばそうなんでしょうけれども、金融関係はまた別なんだろうと思うんですが、どうもドイツとか日本の方がむしろ経済的には、実効税率は高いけれどもある意味では実体経済といいますが、経済的には非常に強いではないかということがかつてよく言われていたわけですね。

その意味では、国際競争力といったような観点から議論するときには、どうもそういう表面的な実効税率の問題だけでは御し切れない問題が私はあるのじゃないかなというふうに思っているわけでありまして、その点はこれから議論されるべきでありまして、また来年の租税特別措置法等が出てくるのでありまして、その点でまた議論するということにして課題として残しておきたいと思ひます。

税制の最後に土地税制であります、伝えられるところ、地価税というものを凍結するというような話になっているわけですが、私も、これは地価税が入ってきたときの経過というのは、これはバブル退治という側面よりもむしろいかに土地の有効利用を図っていくか、その観点で設定してきたというふうに思ひます。

とりわけ固定資産税が、一・四％の標準税率で取るところが、それにさまざまな調整措置を加えて、全国的に見るとほとんどばらばらな税制になっている。現実には、たしか二年前に大蔵省主税局から資料をいただいたときも、あるいは自治省からいただいたときも、銀座あたりの土地に比べて、地価税と対比してみると、おおよそ実効税率の一・四％の四分の一ぐらいにしかなっていないというふうに思ひますね、固定資産税が。

そうすると、ある意味では、さまざまな利益などが集積している大都市一極集中といいますが、そういうものの中から上がってくるその地価の高騰というものをどうにも吸収できないという、そのことに伴う社会的な不公平というものが非常に大きいのではないかと、その点で地価税の果たした役割と

いうのは私は大変大きいというふうに思ひます。

その点では、問題は譲渡益の課税の問題も絡むんですが、また再び土地本位制という状態のもとに戻ってしまうのではないかと、最近、議論を新聞紙上で持たざるを得ないぐらいの最近、議論を新聞紙上でしか見ておりませんが、そのように感じているわけでありまして、私は、やはりそういう土地本位制的な、土地は有利な資産であるという、そういう考え方が定着をしようとしてまた再び来た道を繰り返してしまおうのではないかなと。

私は、今、土地保有税をむしろ重くする方がいわれる土地の流動化という観点からしたらいいのではないかと、土地保有税を軽くすれば引き続きまだ持ち続けるのではないかなと。利子が低い上に税はほとんどかからないと。こういう観点になつてくれば、この〇・一五％まで下がっている地価税ではあります、私はこれはやはり堅持すべきなのではないかなというふうに考えているんですが、この点、大蔵省当局はどのように考えておられるでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) 平成二年秋に土地税制の抜本的な議論がなされて、平成三年の税制改正で地価税の導入を初め各種の土地税制の改革が行われたわけでございます。その背景は、今、委員御指摘のように、税の面だけに絞って見ても、税制が甘過ぎるというか低過ぎるがゆえに土地を持つていくことが有利であると、このことがすべて原因ではないけれども地価を高くする原因になつていくというところが当時指摘されたわけでございます。この反省から平成三年度の税制改革を行ったわけですが、その後の地価の動向は御存じのように一方的に下がってきております。また、あつたとき地価税を導入したということもきつかけになりまして、固定資産税については従来の姿からかなり負担が重くなると、相対的にという意味ですけれども、改善されてきているわけでございます。御存じのように、地価税法の附則には、たしか少なくとも五年以内に両者の関係、固定資産

税と地価税の負担を見て地価税について見直しをすべきであるというものが書かれておりまして、平成八年はこれに基づいて税率を半分にしたいわけでございます。

その後の状況を見きわめたときに、土地の有効利用ということが今強調されております。政府におきましてはこの点を重点を置いて今議論しているわけでございます。この点ともし一つは現下の経済状況等についてどう考えるかという二つの問題提起がされているわけですが、これをどう受けとめて平成十年度の税制改正に持っていくかというところでございまして、客観的に申し上げると、保有、譲渡についていずれも軽減するべきではないかという声が強くなっているというところは率直に言つて感じております。

今後、この問題について政府税調あるいは与党において議論がなされますので、この答えを見きわめて対応していきたいと思ひます。

○議員(橋本徹君) いろいろ経過は恐らく大分動いてきているのだらうと思ひますが、私は税のこの二、三年の動きをずっと見ていまして、直接税である所得税が減税をされてきていて、そして間接税である消費税が上がつてきていて、そして逆進性が高いわけですね。そういうウエートが高いと当然それは所得の高い人が徐々に有利なわけになる仕組みになりつつあるというふうに思ひたいと思ひます。

そうした場合に、先進国でよく見られている富裕税というものがございますね。そういうことを考えたときに、この日本においてその富裕税がどういふ形態をとつたらいのかということとはこれから考えなきゃいけないんですが、相続税の問題についてももちろんそれをどうするかということと結びはあるんですが、そういうふうな考えたときにこの土地というものがあつた意味では諸外国における富裕税と同じように考えて、つまり個人の土地でございしますが、かなり高価な土地、非常に広大な土地という条件がそろつてくわけであ

りますけれども、そういうものをやはり私は考えるべきではないかなというふうに個人的には思ひます。これは今後また議論をしていきたい課題だと思ひますが、今の税制がずっと展開をしていく、またこれから国際化の中で展開しなきゃいけないときに、必ずこの問題はいわゆる格差の拡大ということに絡んで大変重要な問題になつてきているというふうに認識しておりますので、この点はまたいつか議論をしてみたいというふうに思ひます。

時間がありませんので先に進展をさせていただきます。

実は十二月一日の衆議院予算委員会が我が党の菅直人議員の代表質問がございました。それに対して橋本総理大臣の答弁、実はまだ速記録を持っておりませんので新聞の議事録でしか私も申し上げられないんですが、読み上げてみますと、我が党の代表はこういうふうな述べているわけですが、「破たんした金融機関の債権には、比較的良い債権もある。北海道拓殖銀行の破たん処理では、不良債権の部分を切り離し、拓殖銀行の何割かで新しい銀行を作る方法もあるのでは」、こういう質問を菅代表はしたわけですが、それに對して総理大臣は、「従業員の利用を考えれば、それに對して着目したスキームがあつてもいい。非常に大事な観点であり、十分検討したい」、こういうふうに総理大臣は答えられています。

これは要するに一回破綻をして、そして新銀行、優良な債権だけで新銀行をつくつてそこに従業員を入れて、もちろん支店網とかそういうものは生きているわけですから、そういうスキームがあつていいんじゃないかということを提案したわけでありまして、この点、こういうふうに総理大臣から十分検討してみようという、検討したいと。

この点のように今検討されているのかお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(山口公生君) 今の御指摘の点につきましては、確かに一つの考え方ではあると思ひま

す。雇用問題を考えたときに、そういうことが可能であればそれは一つの選択肢だと思ふのでございませうが、たとえ優良な資産だけを集めても資本がなくては銀行になりません。私も国内基準で最低四％は資本勘定を持っていたきたい。そうでなければ、早期は正措置をかけるというふうなことからいっても、余り健全な姿ではないというふうな思ふわけでございませう。

例えば、二兆五千億の資産だけでも単純に言いますと一千億になりますか、それくらいの資本が仮に集められれば、それはそのアイデアも生かされると思ふのでございませうけれども、果たしてそういうことが可能なかどうかというところでございませう。それは可能性として全くない、それはいい考えだと言つても毛頭ございませうけれども、現実問題、私もこの拓銀の破綻処理をさせていたいたときには、ちよつとそういう規模の資本金を果たしてだが出せるのだろうかというところに達着したわけでございませう。

したがって、北洋銀行の方で受け皿銀行になつていただいて優良資産を引き継いでいただく。もちろん、北洋銀行にとつてみましますと、資産だけを受け継ぎますから自己資本比率は下がりますがございませう。ただ、北洋銀行は、余り個別銀行のことを申し上げるわけにいきませんが、非常に成績がいいといひまします。自己資本比率が高いいつ状態にありましますので受け皿銀行になつていただくことができた、こういう状況でございませうので、御指摘の点についてはそれは可能性が絶対いけなかつたといひましますことを申し上げておきたいわけではありませうが、現時点ではなかなか難しいんじゃないかなという感じを持っております。

○峰崎直樹君　そうすると、自己資本比率で四％、要するに預金の、資産の二十五分の一の資本金を集めなさい、そうすればこれは十分可能性ありますよと、こういうふうな理解してよろしいですか。○政府委員(山口公生君)　基本的にはそういうことだろと思ひます。

○峰崎直樹君　どうしてこういうことを言うかという、今、北洋銀行は非常に自己資本比率の高い銀行だと、こうおっしゃつて評価は高いわけでありませうが、私は、いずれにせよこういうふうな受け皿銀行をつくつたときに、受け皿銀行自体が一体どういう銀行なのかということについてやっぱりある程度の懸念が残るわけですね。

これはいい銀行だと思ひますよ。一般論としては、受け皿銀行が即これはい、優良な銀行だといふふうには限らない場合もあるわけですね。そうした場合には当然のことながら、やはりそのいい資産を持つていったとしても、また不良なものがまじつて体力が非常に弱つてしまつたといふことはあるわけでありませうから、むしろ優良な資産だけで新しい銀行をつくつてそこに合併なり、あと金融持ち株もあるんでしようが、そういう形態で進めていく方がかえつて何となくわかりやすい、あるいは非常にきれいな銀行に、強力な力強い銀行になつていくのかなというそんな思ひを持っております。私が今こういう質問をしてゐるのは、私がこれを見つけたのじゃなくて、現実に北海道のある関係者が、こういうことを整理が答えてゐるけれども、こういう形で新北海道拓殖銀行とでもいふんでしようか、そういうものが設立できるとすればその条件は何なのかということをかかなり相当真剣に考へておられる人たちがゐるんです。

現実にはきのうも新聞に載つておりましたし、私も前にもちよつとお話したように、一九二〇年代の金融恐慌のときには岩手県だとかあるいは宮崎県とかは県債を出して優先株を買つたりしてやつてゐるわけですね。その意味で、そういう形でそれは北海道道民ぐるみで運動としてやつていこうといふふうになつていかないと限らないと思ひますので、ただいまの銀行局長のお話はひとつぜひ貴重な提案といふか考へ方として理解をしていきたいと思ひますが、何かありますか。

○政府委員(山口公生君)　若干補足をさせていただきたいと思ひます。私が二兆五千、仮にと言ひましたけれども、今、

拓銀は七兆の資産がございませうので、私は仮にと申し上げたので、具体的に幾らの数字ということ前提に私がフィージビリティスタディーをやつたといふことではございませうので、まずそれは御了解いただきたいと思ひます。

それから、資本金と申し上げましたけれども、正確に言つて資本勘定でございませう。それからもう一点、資産は何兆円の資産と申し上げましたが、正確に言ひますとリスクアセットの資産でございませうので、正確を期すためにつけ加へさせていただきます。

○峰崎直樹君　何も今言つた二兆五千億とか単純なことを聞いたわけではありませう。

いずれにせよ、そういう条件をクリアすれば可能であるといふことであれば、と申しますのは、やはり新しい銀行に移つていくという、金融持ち株会社が新しい銀行といふふうによりよく言はれてゐるの、合併した銀行といふのはよく言はれてゐないと言はれてゐるんです。そうすると、北洋銀行と拓銀が一緒になること自体も、これは旧都市銀行と率直に言つて旧無尽を合併した第二地銀ですよ。これはなかなか行風が違ふんじゃないかなといふことで我々も心配してゐるんです。

銀行の合併問題で一番難しいのはそこじゃないかなといふふうには言はれてゐるわけで、せつかく北海道で新しくつくり上げよう、いい銀行にしようといふときに、より強力な、しかもより職員がやる気のある銀行をつくる方が私は重要だと思つてゐますので、それらの提案もぜひ受けていただきたいといふふうには思ひます。

さて、もう一つ。きのうも衆議院の大蔵委員会で議論があつたやうであります。二〇〇一年までペイオフをしないという約束で、我々はこれは当然銀行の預貯金だといふふうな思つておつたわけでありませう。ところが、十二月一日、我が党の小沢鋭仁衆議院議員の質問に対して三塚大蔵大臣は、預金等の全額を保護する、こうおっしゃつて、その預金等といふものの中には、いろいろおつちやつてゐまして、

その金融商品の中には貸付信託など金融商品が含まれるという趣旨であります。

きょうも実は新聞などにもいろいろ出てきてゐるんですが、一体これはどこまで保護されるんですか。この間私は劣後債は紙くずになつちやたと言つたんですが、あるいはかつての自民党のある役員の方のワリシ、日債銀のいわゆるワリシだとか、そういう利付金融債あるいは割引債、こういったものも保証の対象になるということになるんですか。これはとてもなく広がつてくるなという感じがすると同時に、それらが一体どのぐらいこれから保証しなきゃいけない範囲に入ってくるのか、保証するスキームは何なのか、その財源手当てはどうするのか、これはもう大問題だといふふうな思つて実は今質問をしてみたいわけでありませうが、いかがでございませうか。

○政府委員(山口公生君)　大臣の御発言の趣旨は、預金を初めとした金融商品についてその安全性の確保に万全を期すという趣旨での御発言でございませうが、私の方から若干その辺の事実関係等を御説明させていただきますと思ひます。

預金保険法をごらんいただきますとわかりますが、いわゆる本則といひまします。本来制度として予定されてゐるもの、つまり対象は預金、定期預金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託、こういうふうになつております。それ以外のものは保険金支払いの対象にはなつておりません。ただ、現実に外貨預金とかCD、譲渡性預金とか公金預金等は実際の破綻処理のときにはカバーされております。

どういふ仕組みかといひますと、これは本来の制度は本則としてありますが、附則でこの五年間は資金援助にロスの穴埋めの際にペイオフコストを超えて出せるという規定があります。したがつて、穴があいてゐるものは、それが預金によるものかどうか、それも公金預金によるものかどうかとかいふことを考慮することなく全額穴埋めができるようになっております。したがつて、資金援助のときにロスを埋めます。

その埋めるときには、それが預金に関するものだ、これは定期預金に関するものだという区分けはしない、外貨預金のもので公金預金のもので、そういったものでも入るといふことであります。したがって、この附則で認められております資金援助の対象が預金等をすべて、つまり預金取扱金融機関の扱っている商品等はすべてカバーできる仕組みになっております。現にカバーをしてきております。例えば、公金預金があつたとしても、それは本来の対象じゃないから外すということをしておりません。少なくとも、ペイオフコストを超えてそういう資金援助ができるようになっておりますから、結果としてはそれは埋められております。現にそういうふうな運用をしてきております。

したがって、今申されたいろんな金融商品についても、預金取扱金融機関がやっておりますものについてはカバーができるし、またそうやってきたといふことでございまして、それを御理解いただければ大臣が申し上げている趣旨がおわかりいただけると思うわけでございます。

○峰崎直樹君 というと、要するに破綻した金融機関で、その中にはもちろん定期預金とか普通の庶民の預金が入っているけれども、それ以外の金融商品もごそと全部まとめてもう面倒見ますと、そういうことです。

○政府委員(山口公生君) 結果としてそういうことになります。それがありますので日銀法二十五条がロスがなしに出せるわけでございます。したがって、今、北拓でも徳陽シティでもやっているように、窓口をあげて営業ができておりますし、日銀法の二十五条が毀損されることなく返ってくるわけでございます。そういう仕組みでありますのでシステミックリスクが起きません。これが一部は負担しないということになりますと、そこに穴があきますからシステミックリスクが起きるわけですが、そういう五年間の特例期間の間の措置でございます。したがって、システミックリスクを起さないでできる仕組みが金融三法の中に認められているといふことでございます。

○峰崎直樹君 そうすると、二〇〇一年までの間に、少々高い、これはちょっと危ないと思うような商品だつて何だつて、この機会にお金持っている人は二〇〇一年まではとにかく何だつて金融機関の商品はできますよといふことになる典型的なモラルハザードを起すのは目に見えているんじゃないでしょうか。ここら辺はどうやって防ぐんですか。

○政府委員(山口公生君) 私が申し上げておりますのは、先生おわかりのように、破綻した場合のケースを言っております。もちろん、各金融機関が健全に経営していくことが基本でありまして、破綻しなければすべてそれはカバーされるわけでございまして。そういう経営をもしやたら破綻に近づけてございまして、金融機関が。それは責任追及もありまして、損害賠償の責任もありまして。そういう意味ではありません。モラルハザードはそういう意味ではチェックされます。

私が申し上げているのは、最終的に保護されるのか、その可能性があるのかないのか、また保護されているかどうかといふことを申し上げて、基本的には金融機関が健全に、破綻しないで存在していくということが一番の基本であります。

○峰崎直樹君 どうしてもそこところはよくわからないです。

つまり、この会社は危ないぞ、この何とかは危ないぞと思うところはもうわきが出ますよね。そうすると、そういうところで例えば金融機関からちょっと利子を高くするからどうしても貸してよと、こういうことだつて起きないとも限らないです、ハイリスク・ハイリターン商品。往々にして起きますよ、そういうことは。そうなたたきには、ああ、いいよ、いいよと。二〇〇一年まではどんなことがあつても守ってくれるんだから百億なら百億貸しましょうと、そのかわり利息は高いよと言つてその利息は全部守られるとなると、これは示しがつかないですよ。そう思いませんか。

○政府委員(山口公生君) そのモラルハザードが

全くないとは申しません。しかし、その金融機関にとりまして、そういう行為をやった場合は後でその追及が行きます。そういうことをやらせないような仕組みを持つておりますから損害賠償請求なり責任追及、あるいは違法なことをやればそれは刑事責任が追及されるわけでございまして。だから、金融機関の側からそういう違法な行為をしないといふことを担保することも大変大切なことだと思つております。現にそういうふうな姿勢でやつてまいらるわけでございまして。

○峰崎直樹君 それは借りるというか、もう危機に陥っている金融機関はそれは少々、背に腹はかえられない。問題はお金を貸す側、要するにお金を持つていてる側が、今は金利が一分、二%だから金利を八%もつけてくれる借り手がなければこちらの方がいいわと喜んでお金を貸すのではないですか。まあ八%というのはないと思いますが、そういうところまで、じゃ貸す側も罰せられるんですか、これ。貸し金法ですか、そういうものになるんですか、今度の法案。全体の中でありまして、そういうのは。

○政府委員(山口公生君) 法令に違反しない限りは、それはコマースベースであれば債権者の方は罰せられません。

○峰崎直樹君 そうでしょう。そうすると、罰せられないかつたら、完全にこれはモラルハザードといふふうになります。

○政府委員(山口公生君) モラルハザード論はいろいろ局面でいろいろ問題になることはあると思いますが、そういうものを極力排除しながら、しかしより大切なことはこのシステミックリスクを起さないといふことであります。

結局、先生のおっしゃるそういう現象が起きるじゃないかといふことを心配される向きもそれはあると思います。それはそれで責任を追及するなり刑事責任を追及するなりしてやるという方法でモラルハザードを防ぎつつ、それでシステミックリスクを起さない、つまりある部分は対象にしないといふふうになりますと、例えば日銀がお金

を貸したとき、そこは穴があくわけですね。そうすると、そういう問題になって、その一部分が出ないことによつてシステムが壊れてしまうというおそれがあるわけですね。その五年間の今回の措置はそういうことになっておりますので、結果としていろいろな商品が救われる結果になるということをお願いするわけであります。

ただ、何度も繰り返して恐縮ですが、それは破綻した場合の話でございまして、あくまで健全にやるということを目指していくということが一番の基本であります。各金融機関は今、自己査定をし、健全経営に努めております。だから、国民の皆さんもいたずらに風評に惑わされて御心配なさらないようにお願いしたいと、こういう意味でございまして。

○峰崎直樹君 時間が来ました。もう終わりますが、国際社会から見たらこれは非常識だといふふうに言われませんか。答えはもう時間がありまけんからいいですが、この点はまだ私自身どうしても納得できないものでございまして、ぜひとも引き続きこの点はまた別途やりたいと思います。

どうもありがとうございました。終わります。

○本吉裕君 大蔵大臣、大蔵省関係の法律にはとにかくわかりにくいものが多いですね。実は毎年出てくる例の繰り入れ法案、あれがその典型だといつて私は毎年のように悪口を言つていたのですが、この法案もその例に漏れませんか。何遍読んでもよくわかりにくい。これは頭が悪くなったのかと思つて隣の頭のいい人に聞いたら、いや、おれもよくわからぬと言ふから、私ばかりでもないようです。似たようなことを表現しておる独禁法と読み比べてみると、そつちの方が日本人にはよくわかる文章になつていますね。国民の権利義務にストレートにかかわつてゐるものが多いのが大蔵省の法案なので、一読してわかるような法案を心がけてもらいたいというのが私のまずは希望です。

多くの国民が理解しにくい言葉や理屈を霞が関

の都合に合せているのは、これは官僚の不遜だと私は常々主張していますが、法律にはそれなりの文言や用法があるということは承知しておるつもりですが、普通の言葉に書き直してみたらどんなものだろうという感じがします。早い話がアメリカの法律には何か話し言葉や手紙みたいな法律がよくあるじゃないですか。そういうものが日本にあつたっておかしいじゃない、こう思います。大蔵大臣の所見をまずお伺いさせてもらいましょうか。

○國務大臣(三塚博君) 多くの国民の皆様もそんな感想を持っております。委員の御提言を体しながら、勉強をしてみたいと思います。

○志吉裕君 それは要望しておきます。法案に入りましょう。

この法律は、金融持ち株会社の設立を進めて、世界的な競争時代に立ち向かつていくような金融機関の基盤強化を図ろうということに意義があつて、その競争政策によるものと私は理解しますが、そのように理解すればよろしいですか。○政府委員(山口公生君) 我が国の産業の国際競争力を強めるといふのも大変重要なポイントだと思います。

〔委員長退席、理事橋崎泰昌君着席〕

○志吉裕君 言うまでもないんですが、競争には勝つ者と負ける者がいるわけですが、負けた者は祇園精舎の鐘の音で盛者必滅、淘汰もやむなしと、こういうスタンスなんですか。これはどうですか。○政府委員(山口公生君) 私どもとしては、みんなが勝者になつてほしいということを願つておりますけれども、ただその勝者のあり方もそれぞれが特色を生かして特徴を出していけば、それはかなりの数の金融機関が国民に喜ばれる存在になれるのではないかと思っております。

○志吉裕君 とにかく競争政策を進めるにはそれをフォローする政策がもう一方で用意されていなければならぬことは言うまでもない。だからといって、競争させて負けたら国が面倒を見る、財政でカバーするというのじゃ、これは財政負担を

させられる国民がたまつたものじゃないですね。金融事情が厳しい今日、競争政策だけを進めて金融機関の破綻が相次いでクライシスを増幅するようなことにはならぬのですか。

○政府委員(山口公生君) 先生が御心配になるような事態をぜひとも避けたいということで、各金融機関にまずは自助努力をしっかりとやってもらいたいということで対応しておるところでございます。

○志吉裕君 それでも山一だ、三洋だと倒れるのがあるわけですからね。

我が国ではこれまで長い間持ち株会社が禁じられておりました。戦後の経済改革、とりわけ経済の民主化に由来するものと受けとめられてきました。が、百四十国会の法改正で制限つきながらもこれが解禁されたことを踏まえて金融システム改革の観点から銀行持ち株会社の設立を進めようとするんだけれども、この持ち株会社の解禁でガリバーと小人が一緒に住むような経済社会になつて公正な競争が阻害されるということでは起きませんか。

〔理事橋崎泰昌君退席、委員長着席〕

○政府委員(山口公生君) 持ち株会社をつくる銀行等は、私の予想では比較的規模の大きいところだろうと思つております。しかし、それが持ち株会社になつたからといって急に力が強くなるものではありません。逆に持ち株会社をつくつて発展をしないというところもあるかもしれません。それは経営形態の問題でございまして直接ガリバーの出現ということにはならないと思つております。特に、銀行を持ち株会社につきましても事業会社を保有すること禁止しておりますので、その点については昔のような財閥の復活というような懸念はないようにしてございまして。

○志吉裕君 他業制限と持ち株の比率の制限で気を使つていけるという条文はよくわかりませんが、ただ、言うまでもないことですが、金融機関の経済支配力は大きい。かつてこの国には金融機関を頂点とするいわゆる財閥が企業グループをコントロールして、日本の経済のみどころが政治をも支配した時代があつた。そういう力があるという意味では金融持ち株会社は一般の企業の持ち株会社とは意味が違ふ。

この点については十分注意を払つておるんですね。

○政府委員(山口公生君) 今申し上げましたように、一般事業会社を持つてはいけないという原則を貫いておきますと同時に、銀行と兄弟になる会社の間で何か特別な条件で、有利な条件であるいは不利な条件で取引をするとかいうことを禁止いたしております。

○志吉裕君 大蔵大臣、歴史の反省もちゃんと踏まえた今後の対応をしていかれるんですね。

○國務大臣(三塚博君) 全く御説のとおりであります。

○志吉裕君 わかりました。持ち株会社は解禁とはいひましても一定の条件つき、独禁法の改正の条件つきのものでありまして、集中排除、公正な取引を趣旨とした当初の理念は、例えば事業支配力が過度に集中することになるような持ち株会社はいかぬという規定も残つておるわけでありまして、十分な注意を喚起しておきます。

例はちよつと適切でないかもしれませんが、持ち株会社という親のもとに何人かの子供、すなわち子会社が生れますね。子供たちは兄弟会社のような関係になる。そこで伺いますが、子供の一人が不始末をしでかした場合、不始末というのは商業道徳に反したり法律にひつかつたり、あるいは経営を悪くしたりという意味であります。が、そういう場合には子会社の経営管理を主たる業務とする親及び兄弟にも責任が及ぶことになりませんか。昔でいうと養族にまで及びますか。これはどうなりますか。

○政府委員(山口公生君) この持ち株制度で兄弟に並んだ場合は、比較的风险の遮断という意味では親子関係よりはすぐれているというふうに言われております。だから、一つの兄弟で起きた、

先生は不始末とおっしゃいましたが、それで大きな損を出したということが直接的には響かないようにしてございませうけれども、仮にそれが親の指示でそういうふうになつた場合はちよつと話は別でございまして。その場合はその持ち株会社自身も責任を問われるわけでございませうけれども、そうでない限りはリスクの遮断は親子関係よりは兄弟の方がよりやりやすいというふうに一般に言われておりますし、そういう特徴はぜひ生かしてもらいたいと思つております。

○志吉裕君 今お話がありましたが、兄弟といへどもそれぞれに独立した企業ですからリスクを遮断する仕掛けがあつて当然だろうと私は思いますが、損ばかりする子供がおつて、それが全体の収益に響いてちつとも税金もかかる、これもまた困るわけでありまして、そういう損する子供をつくつて租税回避が起らないような注意も必要です。これは要望しておきます。

そこで、連結納税制度との関連でまいりまして、自治省は呼んでいないんですが、地方税の法人住民税はどうなりますか。わかりやすく言いますと、親会社は東京にあるが、その親会社のもとの一つの企業は新潟にあつてそれはよう収入を稼いでおると、だけれども連結決算をしますと、これはそこじゃないですから親会社の方でやるか全体がマインナスになるかわかりませんが、そうなつてくると新潟にある法人住民税等はどうかなくなつてくるのだろうか、その辺の関係はわかりますか。

○政府委員(薄井信明君) 国税の世界の話ではないんですが、連結納税制度を議論するときに必ず問題になつてくるのは課税主体がどこにあるかというところで、同じ国の税金である法人税であればどこに子会社なり親会社があつても国という課税主体が一体ですから構わないんですけれども、例えば外国の課税との関係でどうするか、子供が外国にあつたときどうするかというときはこれは遮断せざるを得なくなる。それと同じように、同じ国内であつても課税主体が各県であつたり市町村

である。これは連結できないのではないかと思います。その辺どういう工夫があるのか、私は承知してありません。

○志吉裕君 銀行持ち株会社の設立によって例えば労働金庫だとか信用金庫だとかいわゆる系列の外側にある金融機関にはどんな影響が出るものなのでしょうか。どういうことが想定できますか。

○政府委員(山口公生君) 私の推測では、持ち株会社形態をとるのは主にマネーセンターバンクと言われるような大きな銀行がその専門分野をいろいろ分社化して伸ばすということと始まる、あるいは証券分野等とのシナジー効果を出そうということであると思います。

今御指摘の労金とかあるいは信組、信金等の共同組織の場合は主に地域、地域もかなり限られた地域での活動をしております。したがって、その人たちのニーズは、なかなか一概には言えませんが、持ち株会社という形態が出現したからといってなくなるものではないというふうに思うわけであります。親しまれる地元の金融機関とかあるいは我々の金融機関という意味での存在は私は消えていかないうのだからというふうに思っております。

○志吉裕君 局長、地域と言えども、地域や国境を越えて水みだいに動いて回るのが金ですから、あなたの今の御答弁は少し楽観的に過ぎないかなという気もいたしますので十分に目を配りますようにお願いをしておきます。

持ち株会社の設立によりまして独占ないし寡占的な企業集団が出現することになると独占利潤を手にするものが想定されます。独占利潤を手にできるということは裏を返して言えば利用者や消費者のサービスが低下をするということでありまして、そういうことになったんじやこれは元も子もない。ゴム風船みたいなもので一方を押せば一方が膨らむだけの話というんじや社会の公平が保てない、こういう問題になるのですが、その辺についての何か目配りはあるんですか。

○政府委員(山口公生君) 金融持ち株会社が出現した場合に、やはり多様な金融商品とかサービスの提供というのが活発になるのではないかとこのように思います。これからは資金の余剰の時代、資金の運用の時代ということとございまして、いろいろな商品と組み合わせたものが出現するということとは国民全体にとっても大変望ましいというふうにも思っております。

それが独占的な利潤をひとり占めするというようなことになりまして、それは社会的にマイナスの効果になることは先生の御っしゃるとおりでございますが、大衆競争が激しい世界でもございまして、アメリカの金融機関も先へ先へと進もうとしております。日本の金融機関もそれに追いつこう、あるいは追い越そうとして努力をしております。それはとりもなおさず我が国民が今一番悩んでいる運用をどうしてより効率的、より有効にやろうかということとマツチすると思っております。

そういうことを前提にしますと、こういった形での競争が進展するということは国民全体にとってみるとプラスではないだろうかというふうに思っております。

○志吉裕君 直接法案に関連はないが、この際大臣にひとつ所見を伺っておきたいことがあるんです。

金融機関の破綻に関連をいたしまして、今、財政資金の投入の可否が大きな論議になっておりますが、大臣もしばしばの談話あるいは国会での答弁で、預金者に金融機関は安全だという安心感を持つてほしいし、いたずらに付和雷同しないでもらいたい、必ず預金の保護はしますからと強調されるんですが、私も先般の委員会では最終的には預金者を守るため、あるいは金融システムを守るために財政投融資資金の投入をせざるを得ないこともあり得るかもわからぬということは述べました。

お伺いしたいというのは、預金者と投資家は違うということとをこの機会にちよつと申し上げておきたいわけでありまして、預金者と投資家は似たよ

うで違うものだと、また国民の普通の感覚でも預金者と投資家は区別されているということを申し上げます。預金者の保護と投資家の保護は違う。ここで保護の対象とされる預金者とは全く善意の人たちのことで、汗水垂らして働いてようやく手にしたとらの子を手元に置くのも不用心だし、幸い町内に銀行でもあるから預かってもらおうか、それが日本経済に寄与できて金利でもつけばそれにこしたことはないというのが私が言う普通の感覚で善意の預金者のことなんです。投資家となるのはこれは違う。投資家には機関投資家も含まれる。普通の預金者とは違ひまして利益を目的に投資する者でして、いわば欲の皮の突つ張つた者のことなんです。

言うまでもないことですが、投資にはリスクがつきもの、それが資本主義という市場経済の原則で鉄則なんです。それを承知で利益をもくろむ者と善意の預金者とは同列に論ずることはできない。得をすれば損もある。その損失を補てんする必要がある。それがこの経済社会のおきてです。預金者と同列に投資家の保護を口にするのはもう少し慎重な発言があつてもいいという気がいたしますが、国民の感覚は案外その辺にもあるというのを申し上げて、大臣の所見もこの機会にちよつと伺つておきたい。

○政府委員(長野藤士君) 大臣のお答えの前に若干補足させていただきますが、投資家と預金者の立場と申しますのはあるいは志吉先生が御指摘のとおりであらうと存じます。

ただ、私どもが最近、証券会社の破綻に際しまして、投資家の保護のために顧客資産の万全を期しておりますというの、例えばどういふ方が救われるかと申しますと、ただいま志吉先生は預金の例を仰せになりましたけれども、少し小金もたまったしお国のために国債でも買おうかというところで証券会社に持つていかれて、国債が来月発行だからまだ本人の手に渡らないときに証券会社が破綻したというときにこの投資家の保護という問

題が出てくるわけでございます。もう国債が本人のものになっておれば問題はございません。したがって、そういうのにひつかつた方々に対しまして万全の顧客資産の保護をするということであるいろいろなことを申し上げております。

機関投資家についてお触れになりました。これは御指摘のとおりであらうと思ひます。したがって、私どもがこれから整備したいと申しております寄託証券補償基金のもとにおきまして、あるいはアメリカやイギリスの同じ寄託証券補償基金におきまして機関投資家というものはその補償の対象とはいはしませんという仕組みになっておりますし、私はそれがしかるべき考え方だと思っております。

○国務大臣(三塚博君) 預貯金等と申し上げましたのはまさにそういうことであります。しかし、株に対する機関投資家の区別は、こういうことであります。そのことも頭に入れながら申し上げておるわけでございまして、要すればお客様の財産を預かっておりますもの等について、ただいま証券局長が国債等の例を引かれましたが、それは保護されますと、こういうことを申し上げたところであります。

○志吉裕君 次に、私は先般来、財政改革に関連をして歳入の確保にもつと気を使うように万全を期するように注意を喚起し、提言もしてまいりました。

その一つとして、二十七日の委員会では政府が保有する金融資産からの収益を一般会計の歳入に取り込めという主張をいたしました。私の推計では三百兆円近い金融資産があるはずで、とすればおよそ収益の見当もつきまします。そのときの答弁では、事業会計等の繰入金あるいは特殊法人等の国庫納付をそれなりに取り込んでおりますという答弁でしたが、それは全部合わせてみたつて一兆九千億もないのでして、四つの事業会計と四つの特殊法人でしかない。先ほど言いましたように、全部合わせれば三百兆近い金融資産があるとして、そこからの収益は、仮に今金利が低いといつても一%や二%で回つていゝるんでしよう、そうしたら

主税局長、あなたはすぐ幾ら入つてくると計算できるでしょう。検討するという答えでありましたから、きょうはそれぐらいにします。

次に主張したいのは貯蓄課税の是正です。

個人の貯蓄残高は平成五年三月末において六百七十四兆円と言われております。平成六年度の推定平均利回りを二・八二%といたしますと二兆円の利子課税が推計できます。これに相当の税率で課税するととつとふえる。ただ、金利が極端に低いときですから、そこへせつかくの利子にまた課税するというのも随分酷な話だという議論も出るでしょうが、大口預金者、小口預金者という概念を持ち込んで税を設計することは可能だ。主税局長、どうでしょうか。

○政府委員(薄井信明君) いわゆる包括所得税といいますが、理論的な所得課税を追求していく場合には、委員御指摘のように、利子につきましてもほかの所得と合算して所得の全体として高い人には高い税率を適用する、これが基本的なあるべき姿だと思ひます。

それに対して現実に納税者番号がないという事情とか、あるいは、先ほどちよつとお話ありましたが、本当に一般の方でもお金がちよつと余ったときにそれを郵便局に預けるといったようなことで、単に大きな資産があつて貯金しているということでない形の預金というのが極めて多いわけで、いわゆる口座数というのは非常に多いわけですね。そういう多様性、あるいはたくさんの方の口座があつたり、あるいはいろいろな人が持つていたりということと考えると、かえつて単純に課税した方がお互いに便利であるという面もありまして、現在の税制では国税におきましては一五%、地方税では五%の源泉分離で終わりにしているわけでございます。これも一つの考え方だと思ひます。

そういう意味で、絶対にとちらかというところではないんですが、現在の日本の執行体制及び国民の受けとめ方からしますと、現行のやり方が定着しているというように私は受けとめております。

○志苦裕君 局長、包括所得税の建前を貴こうと

すればどうしても総合課税まで行かないといかぬ。それにはこの間も長々と議論をした納番の問題を一つクリアしなきゃならぬ。しかし、貯蓄課税の改革には、いきなりそこへ行かなくても今あなたが後段にお答えになった分離課税の税率の再検討だつてあり得るわけです。二割といへば、所得税の限界税率が五割の人が二割でいいといつたらどれぐらいの利益になりますか。逆に税金もかかつていない人が二割取られたら、これは苛政請求じゃないですか。これほど同じ利子課税にも不公平があるわけですから、これはその両面から検討してしるべしということをお私にここで言つておきます。

ところで、前四十一月二十七日のこの委員会での私の隣におりました同僚の笠井委員と主税局長の間に租税理念についての問答が若干繰り返されましたが、人の質問に私がくちばしを挟むのはまことに申しわけない話ですが、実はそれを伺つておつて、税の公平にこだわつてきた私にとつては聞き逃せない局長の答弁があつたのでこの機会に主税局長の見解をただしておきたいと思ひます。

私が聞き逃せないと言ひましたのは、世界の学問の世界とかそういうものでは所得よりも消費に、累進よりもフラット化の方に、そつちの方に向いていく趨勢だといふことで、あたかも日本もそのような税制を設計したいかのような印象を私は受けましたので、これは黙つておれないと、いつか物を言わなきゃならぬと思つてきょうまで待つていたわけです。局長のような税制に關して日本で一番偉い人がそういうことを言つちやだめですよ。そういう認識じゃ困る。

以下、若干申し上げます。

理念が税制を生んだと言われるのが日本の税制ですけれども、その基本理念は公平に置かれておりますが、それは最低生活費非課税原則に見られるような日本国憲法の要請でもあります。公平とは言つてもなく形式的な公平じゃなくあくまでも実質的な公平、すなわち能力に応じた公平と

いう意味で総合課税と累進制に表現されておりますね。

先ほど言ひました理念が税制を生んだというのは、日本の包括所得税の立場というものは個人の経済シエア力、すなわち担税力に課税しようとするものでして、それを直接表現するのは所得だといふので所得が基幹税目になって今日まで来ております。総合課税と累進税率で縦横の公平を圖つてきた、そして形成されたのが今日の日本のいわゆる公平化社会、平準化社会と言われる日本の活力の源泉を生んだわけでありまして、これは国会でもしばしば繰り返されて確認されてきたことですね。

ところが、昭和六十二年、三年の消費税導入の論議のころから少しこの基本理念が怪しくなつてきた。日本はイギリスのような貴族と平民がいるような社会じゃなくて、上下が割合縮まつておるんだと。所得もあるいはその社会的な待遇も割合に平準化をしておる、そういう社会に累進税はなじまないんだと。むしろ、動くインセンティブを失つてしまつたら、平準な税金がいいというので消費税導入の根拠にされて竹下税制が無理やりを実現したわけですね。私はこのときは六時間弁論をやらせてもらつておつた、そのときの答弁はあなた方が書いたらしいけれども。

とにかく、やつぱり包括所得税の立場は今後も貫徹してもらわねと困る。特に今、財政改革で歳出の面から所得配分の公平が担保できなくなつてくるとすれば収入の方で分配の公平を圖らなきゃならぬ時期に到達しておりますから、ますますあなたの言うように消費でフラット化というのは世の中に合わない。この点はいかがですか、そろそろ税制改革の時期も来ますか。

○政府委員(薄井信明君) 税制はその時々々の国民が受けとめる姿でなければ実現しないわけでございます。そういう意味では学者の議論、あるいはその方面に長く勤めていくがゆえの私の意見、これはその世の中を決めるわけではないということとは十分承知しております。

そういう意味で、今日の日本、あるいはこれからの日本がどういふ公平を求め、どういふ税制を求めていくかということをお私に率直に見せていただき、あるいは聞かせていただいてこれからの税制を探つていかなければならないと思つております。

私個人として申し上げた点が先日の答弁になつたのかもしれないが、世界の流れというのばちよつと強過ぎるのかもしれないが、世の中の学者あるいは学界的動向としては先日申し上げたことは間違いないと思つております。また、最高税率だけを比較してみますと日本は高過ぎるというのが今や通説になつております。これは下げていくことが日本全体の活力につながるという考え方は十分あると思つております。

それから、包括所得税といふのは非常に完結した理論的にはすばらしい考え方ですけれども、現実には例えばキャピタルゲインの問題ですけれども、毎年毎年物を売つて実現しないと、売つた場合でない課税できない。評価が上がつただけで課税するといふのは現実にできないとか、あるいは帰属家賃といふようなたぐいの、実際は経済的な利得はあるんですけれども現実にお金としてもらつていない以上課税できないという意味で包括所得税を完全に実現することはこれはできないわけでございます。

そうなりますと、妥協の産物としての今の所得税があるわけですから、そういう意味でも現実的には今の税制といふのはそれなりに、それなりといふか、十分定着していると思ひます。

いろいろ申し上げましたが、私自身、現在の日本の税制についての考え方を申し上げれば、所得課税を中心にして、それだけでは不十分な面を資産あるいは消費、その面で補つていくという形で公平、中立、簡素といふものをできるだけ実現していくということを目指したいと思つております。

○委員長(石川弘君) この際、委員の異動について

て御報告いたします。

本日、谷本勲君、清水達雄及び松浦孝治君が委員を辞任され、その補欠として菅野壽君、吉川芳男君及び鈴木政二君が選任されました。

○志吉裕君 まあこれで縁が切れるわけじゃありませんから、これから息長く、ゆつくり議論させてもらいます。

ただ、公平にも機会の公平が結果の公平かという議論がありまして、機会の公平さえつくつてあげればいいんだという議論もないわけじゃありませんが、しかし私は、機会が公平でもややもすれば足のおくれる人が必ずこの世の中にはいる、そういう人たちが最後まで一緒に連れていってやるような社会をつくりたい、それが我々や日本が目指した国であつたはずだということを主張したいですね。それを資産性所得の把握が難しいとか経済攪乱の要因になるとかさまざまな理屈をこねて、率直に言つて不公平な課税システムがいまだに続いている。このまま放置することはもうできない。

先ほども言いましたように、もう歳出の面で納税者にこれだけの我慢を強いているときですから、せめて税制の公平ぐらひは確保しないとこれはもう反乱が起きちゃいますよ、あなた。それは税に対する信頼を高めるためにも、消費へのシフトだとか税率のフラット化というのは、これはあべこべの認識になるということだけは申し上げておきましょう。

特に、大蔵大臣に申し上げたいんですが、我々が税制を議論するのは、差し当たり景気がどうなるとか、あるいはだれが損で得だとかというけちな議論をしているんじゃないんです。その税制を通してならどんな将来を見るか、どんな将来を展望するのかというのが税制の議論だと思えますね。そういう意味で、公平にはもう細心の気配りをしてもらいたい、これは最高責任者にも特に要望をいたしておきます。

ゆがんだ税制は必ずゆがんだ社会をつくるという

うのは、これは鉄則だと思います。このことは主張しておきたいですね。そのために我々は公平にこだわつてきましたし、主税局長も、そして大臣もこの点はよく心得ていただきたいということを最後に主張いたしました。ちょうど時間が来ましたので質問を終わります。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮でございます。

今の税の問題は私もぜひやりたいんですけれども、限られた時間なのできょうは法案に限つて質問をいたします。

最初に、本法案はビッグバンの主な柱として金融持ち株会社の設立を認めようとしておりますけれども、なぜ今金融持ち株会社なのかというその目的のとかかわりて幾つか伺いたいと思うんです。

橋本総理は衆議院の本会議での答弁で金融持ち株会社の目的として金融分野での競争促進や経営の効率化ということを挙げられまして、そういう中で金融サービスの開発、提供が促進されて利便の向上に資する。先ほど局長もそういう趣旨で言われたと思うんです。

それで、これらに即して伺いたいんですけれども、まず金融分野の競争の促進という点でどうかという問題なんです。

先ほども若干議論がありましたけれども、この金融持ち株会社が解禁されると持ち株会社のもとに大銀行、証券会社、保険会社、ノンバンクなど多くの金融関連連合会社とめられていけば一大金融集団が形成されるということになるんじゃないかと思うんです。現に、三井系だとか芙蓉グループだとかいう動きを見ますと、企業集団内の金融機関が一つの持ち株会社のもとにまとめられる動きが出ていっていると思うんです。

ことし二月だったんですけれども、三井生命の社長が三井系の金融四社による金融持ち株会社設立構想というのを打ち上げられたことが大きく出ました。その理由に、むだな競争というのをなくすことが趣旨なんだということが挙げられていた

わけですけれども、そういうことはいわば今回の目的と言われている競争の促進という政策目的には反するということだと思ふんですけれども、どうでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 競争の前提として、その経営が効率的であるということは言えるかと思ひます。したがって、むだを省くということが競争をなくすという意味ではないと思ひます。つまり、そういうった経営資源を有効に活用して競争をより高め、国民のニーズにこたえるということではないだろうかというふうに思ふわけでござい

確かに、この持ち株会社制度をつくりましていろいろな形で企業グループというのができるわけでございます。私も視野に入れておかないといけないのは、それは国内の問題としてのとらえ方も大切でございますけれども、海外で活躍しているマネーセンターバンクをごらんいただきましたかと思ひます。これは大変な力をつけてきております。

これはお客様が例えばこういうニーズがあるということをおっしゃればそれはたちどころに金融商品の組み合わせができてしまふというパワフルな供給力といえます。そういう時代に入っているわけでございまして、そういう時代に既に入っている。つまり、銀行に比べて銀行の品物だけ、こつちの既製品に合わないけれどもおたえできませんという時代では国際的にはもう私は通用しないと思ひます。

それは各業態間のファイアウォールとか、そういうことはきちつと守つています。彼らも守るべきは守つています。守ることはしながらも客のニーズというものをきつちりとらえ、それに一〇〇%こたえる手だてというものをつくつてきております。それは金融持ち株会社がなければできな

がつていくためにはやはりそういったことに研さんを積んでいく、その経営手法の一つであらうというふうに思つております。

○笠井亮君 効率性の問題は後で少しやりたいと思つたんですけれども、元来、競争を制限することになるから独禁法で持ち株会社を禁止してきたわけでありまして、解禁して競争の促進になるということにはならないというふうに思ふんです。

それで、国際的な競争力ということをおっしゃりました。先ほどもそういうことを言われたんですが、結局、そうしますといわばビッグバンが促進されて、弱肉強食の激しい競争の結果、経営危機に陥つた金融機関を傘下におさめる形で金融再編が進められると。あらゆる金融業務を手がける一握りの巨大な金融機関、いわば金融コングロマリットだけが生き残るということになれば国際的にもやつていけないんだということ、競争の促進ということを言いながら自由で公正な競争というのを日本で保障していくということではなくて、国際競争力ということも先ほどは言われたんですが、国際競争力にたえ得るような巨大ないわば金融機関をつくるだけになってしまうんじゃないかというふうに思ふんですけれども、どうでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 先ほども申し上げましたように、銀行持ち株会社の例をとりますと、まずこれをつくらうとするのはマネーセンターバンクではないかということをおっしゃりました。そういうところは国際競争裏でのいろいろな競争を通じてノウハウを蓄積し、国民の皆様にもその技術力等をこれから披露できるように思ひます。それがだんだんほかの金融機関、国内の金融機関においてもそういうノウハウの蓄積あるいは経営の手法の習得というような形で私はかなり大きな意味の効果はあるというふうに思つております。

ただ、先ほども信用金庫、信用組合の話がありまして地域という話をしました。もちろん、地域

の壁はだんだん薄れておりますが、それはそれでまたニーズというのは厳然として私は残る。

マネーセンターバンクが日本国じゅうのすべての金融を支配するというふうには予想いたしません。しかし、そういった我が国の金融の産業として見たものがどうしても、今、例えばニューヨーク、ロンドンと比べても、そのGNPに占める比率を見ましても銀行、証券、保険等のウェイトがかなり低うございます。

本来、千二百兆の財産、個人金融資産があるわけですから、もともと存在感のある産業になり、またそれがアジア等の国々にも役に立てるような産業にぜひなってもらいたいというふうに思うわけがあります。

○笠井亮君 いろいろ言われましたけれども、中小も否定しない、しかし結局は生き残っていくためには巨大な集団をつくっていかなくちゃいけないという方向にいろいろあつたけれどもなるんじやないかというふうに思うんです。

それはそういうことで今いろいろ説明を伺いましたが、じゃ効率化という問題なんですけれども、効率化という点ではどうかということなんです。アメリカでは例のグラス・ステイガル法、この廃止が問題になっておりますけれども、それは大企業の銀行離れで銀行のサービスに対する需要が少なくなってきたことや、あるいは銀行業と証券業が同一化して分離が実質的に困難になっているということ、そういうことが主な理由でいけば効率化というよりも専ら大銀行の経営上の理由からきているということだと思ふんですけれども、その政府の言われる効率化というのはどういうことなんでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 持ち株会社制度をつくって金融業務を営む会社が兄弟になるわけでございます。そうすると、それぞれが経営資源を持っており、またノウハウを持っておるわけでございます。それが相互にうまく相乗作用あるいは相乗効果を持って金融サービスの開発に当たるとコストも節約できますし、それから複数の業種にまた

がるいろいろなサービス等もできるようにするというところで金融全体の効率、またニーズに正確に対応できる供給力の強化につながるのではないかとこのように思ふわけでございます。

○笠井亮君 いわゆるシナジー効果という問題を今言われたと思うんですけれども、私は効率化ということでは銀行も証券もということでも何もかもやっているとかえって負担になって、それで逆に効率性を失って一番強い分野にいわば特化していかねばならない、いわばもうからない世界ということになりますか、もうからないということになるんじやないかと思ふんです。

海外のことも若干調べてみたんですけれども、イギリスでもパークレイズとかナショナル・ウェストミンスター、これも一時は証券に乗り出したけれども、今はたしか撤退の方向にあると思ふんです。それから、アメリカでもモルガンとかパンカーズ・トラストは証券業務に力を入れていますけれども、それは従来の商業銀行業務を捨てて投資銀行ということでは比重を移してきているということがあると思ふんです。他方、シテイコープだとかチェイス・マンハッタンはいわば全部やろうとして失敗しているということがあるんじやないかと思ふんです。

結局、事実上のユニバーサルバンク化というんです。そういう方向というのは世界を見てもうまくいっていないんじやないかと思ふんですけれども、どうですか。

○政府委員(山口公生君) 今、具体名をいろいろお聞かせいただいたわけですが、若干個別銀行にとつてみると不満があるような表現をなさったと思ひますけれども、私の理解ではユニバーサルバンク、ヨーロッパはこういう形をとっておりますが、おっしゃるようないろいろな特色を出してきております。今お挙げになったアメリカの金融機関もみんなそれぞれ特色を持っております。持ち株会社制度をとっているからといって何でもかんでもやっているということではありません。自分の一番得意とするところ、一番もうかるところ、

これをどんなに伸ばしてあります。

そのときに、やはりユニバーサル銀行の形をとっている方がやりやすいのか、こういう分社化したような形の方がやりやすいのかとしたときにどちらが有利かという、それはもう企業の選択であります。企業の選択でありまして、これまでそういう持ち株制度がありましたが、これまでも今の我が国の銀行はある意味ではすべての業務部門を持っておるわけです。それはお客さんが来たとき担当はいないですとか言われることを恐れるのかもしれません。あらゆることを最低限はやろうという考え方で来たと思ひます。それがもし持ち株会社で自分のところの傘下に得意なところ、あるいは今まで全然ノウハウがないところはこれまで余り関係なかったところも自分のグループに入つていただいで、あるいは提携関係をしてという専門専門での分社的な活動をする方が有効という場合もあると思ひます。それはそれでぜひ生かしてもらいたいというふうな思つておるわけです。

○笠井亮君 有効である場合もあるかもしれない。選択肢の一つとして提供したんだということに尽きることかと思ふんですけれども、結局うまくいくのかというのは非常に私も思ふわけでありま。

次に、今回の法改正は、銀行業務と証券業務を分離してきた従来の我が国の金融制度の基本を変更して、制限なしに二つの業務の兼業を認めることになるんじやないかと思ふんですけれども、これについてはいかがですか。

○政府委員(山口公生君) 既に平成四年の金融制度改革法によりまして銀行は証券会社等を子会社とすることができるとなっているし、証券会社は銀行等を子会社とできるという業態別子会社を認めたわけでございますが、銀行に組織形態の新たな選択肢を提供するという今回の銀行持ち株会社法の解禁がこれまでの銀行業と証券業との関係を変えるものではないというふうには私は理解しております。

○笠井亮君 形式的にはそういう説明も成り立つ

かもしれないですけれども、従来、今言われた業態別子会社という問題は、原則としては銀行ないし証券が親会社となつて、そして新設の、原則としては証券や銀行を子会社にする場合に限られていたというふうには思ふんです。今回の金融持ち株会社の子会社の場合は、銀行や証券と並んで新しい証券や銀行をつくるだけじゃなくて、既存の証券や銀行も傘下に入れることが可能になるということだと思ふんです。

そうしますと、その際、例えば既存の証券会社がやってきた業務が今までと基本的に変わらないというところで制限される、そういうことになればこの持ち株会社をあえてつくるうまみが出てくるのか。今まで証券会社としてはやれることをやっていたのに、今度既存のものもその中に入つてきて今までやってきたことがやれなくなつて、じゃ一体どこに持ち株会社をつくつてそのもとでやるうまみが出てくるのかということになると思ふんですけれども、なおかつあえてそういうことをやる意味というのはどこにあるんですか。

○政府委員(山口公生君) 先生の御指摘は、恐らく経過的な業務範囲の問題とのかかわりではお尋ねではないかと、つまり業態別子会社の場合は経過的に業務範囲を制限しておる、既存の証券会社はフルラインでやっているということの違ひをおっしゃっていると思ひますけれども、基本的には持ち株会社制度ができたからといって銀行と証券との関係、その子会社の業務範囲の問題、解禁の問題、規制緩和の問題をここでその持ち株会社のために変えるわけではございません。経過的な措置が今度のシステム改革の中で一つのスケジュールとして規制緩和の中の項目に入つております。それをこの持ち株会社でもって特段変更するということではございません。

○笠井亮君 その業務範囲については今後変更していくというところになるわけですか。

○政府委員(長野彰士君) 日本の規制は証券法に基づいて行つておりますので私から御答弁させていただきます。

業態別子会社の方式におきます子会社の業務範囲につきましても、この十月からも業務範囲の拡大を行いましたが、最終的には九九年度下期中に一般の現物、株式の取り扱いも含めてすべての証券業務に開放するというスケジュールを今ビッグバン上組ませていただいております。したがって、銀行局長が御説明しましたように、その考え方は持ち株会社で兄弟になる場合にも同じように維持されるということでございます。

○笠井亮君 そうすると、大きく変更はないという銀行・証券分離の問題、これは実際はもう垣根がなくなっていくということで、業務範囲の問題ではそういうふうにしていくわけですからそういうことになるというふうに思っております、そのこところは。そのことは大きな問題だと思います。

それから、もう一つ伺っておきたいんですが、本法案では金融持ち株会社グループに対する規制が極めて不十分じゃないかと思うんです。

例えば、銀行法の中で重要な規定である大口融資規制の問題であります。一昨日も拓銀問題で私は質問をいたしましたけれども、現行法では、本体で同一人に対する融資というのが広義自己資本の二〇％までになっていると。さらに、子会社がある場合には子銀行の自己資本から親銀行の持ち分に相当する分を控除した残額の二〇％の合計額を超えない額、たしかそうなっていると思うんです。

そこで、金融持ち株会社の場合はどうなるかという問題なんですね。これができるとその傘下に銀行、信託銀行、ノンバンクなどを持つことができると思うんですけれども、それぞれが同一人に對して二〇％まで貸し出すことができると思います。この大口融資規制というのはこの持ち株会社のもとで完全にしり抜けになってしまうんじゃないかと思うんです。本法案にはこの問題で規制がないと思うんですけれども、今後子会社の範囲を広げていくという問題もあると思うので金融持ち株会社グループ全体への規制をきっちり何らかの形ですべきじゃないかと思うんですけれども、ど

うでしようか。

○政府委員(山口公生君) 先生のおっしゃいますように、個別の銀行の大口信用規制というのは、この間も二割、三割、四割という説明をいたしました。これは厳然として残っております。今の御指摘は、グループ化したときにそのグループとして貸付範囲をどうするのかということでございます。

それは持ち株会社制度でなくとも、その子会社をグループとして見た場合はこの子会社も合わせて考えるという議論にもなるわけでございます。要するに、グループとしてどこまで見るのか。単体として、今、二割、三割、四割と申し上げた。それをグループとしてどこまでとらえるか、あるいはとらえたときにどれぐらいの規制をかけるべきかというお話だと思います。

これは私どもとしては問題意識は持っております。今後、こういうことは検討してまいりたいというふうに思っております。

○笠井亮君 これはやっぱり非常に大きな問題だと思っております。とりわけ、現実にはいろんな問題が起きている中で持ち株会社を今度つくっていくという方向ですから。これは本来、検討していくことじゃ遅くて、いろんな事態が問題になっているだけに、法律案を出すのだったら、その段階で当然盛り込むべきだったという問題だと思っておりますけれども、これはそれはそれとしてきちと検討すべきだと私も思いますし、検討するとおっしゃっていました。

最後に、大蔵大臣に伺いたいと思うんですけれども、相次ぐ金融機関の乱脈経営や破綻はこれまでの金融自由化や規制緩和の中で引き起こされたものだったというふうにも思っております。政府が言ういわゆる日本版ビッグバン、金融システム改革ですね、これがその方向を一気に大きく進めようとしているものだというふうに私は思っております。

それで、アメリカのゴールドマン・サックス証券というところが出している「ジャパンリサーチ」というなかかなおもしろいのがあって私も興味深く読んでいますけれども、ここに日本版ビッグバンについて詳細にこの分析を特集してやっています。そこでこう書いてあります。「ビッグバンの導入によって、金融持ち株会社は銀行にとつて選択肢の一つとなるであろう。連結税制が変わることは別にして、金融持ち株会社の解禁だけでは大きなメリットはないと思われる。金融持ち株会社方式には何ら取り柄はなく、興味をそそられるものはない」、こう書いてあるの。こ

こまで言うかというふうには私は思ったんですけれども、さらに「都銀のなかで唯一勝者たりえるのは、ビッグバンに参加しない銀行である。」というふうな分析をしているので、なるほどこういう意見もあるのかなと思つたわけでありました。

それからまた、既に兎町では四大証券の一角が崩れたという中で新四大証券という言葉がささやかれているというのか、かなり公然といるような関係者で言われているというんですけれども、日本の一社以外は、これ具体的に言うともたいたいあるあるんでしようけれども、日本の一社以外、あと三社はすべて外国の証券になる、それが新四大証券だ。ビッグバンの出口は日本の業者がいなくなるというところまで兎町で議論があるということとを聞いています。

政府の言うビッグバン前夜にして既にこんな状況になっている、それから海外の証券会社の指摘もあるという中でこのままではいいのかという気が私はするんですけれども、こういう指摘自体、ビッグバンを目指すされている中でこういう感想をお持ちになるか、伺いたいと思うんです。

○政府委員(長野聡士君) 先ほどの御質問の流れに沿ってお答えいたします。競争と金融持ち株会社という関連でございます。

現時点で日本の金融、証券というものが世界の中心でどういう立場に置かれておるかということが私は出発点であろうと思います。その場合に、日本の金融機関、証券会社は持ち株会社等々の多角的な業務展開が許されない中で、世界じゅうの金

融機関が、米国の勢にしろヨーロッパ勢にしろ、銀行と証券その他の業務を自由に駆使し、日本に進出する場合もその得意な分野で最も望ましい形で銀行、証券相乗りの形で進出できるという形で、今、日本の銀行、証券は世界に立ち向かっているという状況、そのハンディキャップを一刻も早く取り除いて国際競争で戦うのであれば、国際競争上許されておるだけの道具と自由度というものを日本の銀行、証券に与えていくというのがこれからの課題であろうと思っております。

したがって、ビッグバン前夜において外国勢に押されておるというのは、まさにそれがビッグバンを必要としておる理由であろうと私は考えておりますし、そういう道具立てをこれから整えていく必要があると考えています。

○笠井亮君 終わります。

○山口哲夫君 最初に、金融持ち株会社に対する監督の問題についてお尋ねをいたします。まず、銀行、それから証券会社、保険会社の金融機関だけではなくて、これらに子会社に持つ持ち株会社を大蔵大臣が、これからは金融監督庁長官になるんでしようけれども、監督するその根拠というのは一体どこにあるのか、まずお聞きいたします。

○政府委員(山口公生君) お答え申し上げます。銀行等を子会社とする持ち株会社は、子会社であります銀行とか保険会社等の経営管理を行う会社でございます。その経営管理のあり方は子会社である銀行等の経営にさまざまな影響を与えるわけでございます。したがって、銀行等のみを監督していたのでは預金者保護等の監督の目的の達成を期することができないために、銀行等を監督する、今は大蔵大臣ですが、そのうち総理大臣に委任を受けました金融監督庁長官が銀行持ち株会社等も監督することとしたわけでございます。

○山口哲夫君 よくわかりました。そのことをちょっと頭に置きながら日銀の方に審査の問題についてお尋ねをいたします。仮に将来、銀行持ち株会社の傘下の銀行の破綻

が信用秩序の維持に重大な懸念を生ずるおそれがある場合、日銀はこの銀行持ち株会社の傘下の銀行に対して特別融資を実施する可能性はあるのでしょうか。

○参考人(福井俊彦君) お答え申し上げます。

委員御承知のとおり、日本銀行では信用秩序維持に資するための資金供与、これを行うに当たりましては、いゆる四原則の考え方に沿いまして実行してきております。システムリスク顕現化のおそれがあること、それから日本銀行による資金供給が不可欠であること、モラルハザード防止の措置が図られていること、そして日銀の財務の健全性にも配慮すること、この四つの条件が満たされる場合に限り行っておりまして、お尋ねの銀行持ち株会社傘下の銀行におきまして問題が生じた場合にはやはり同様の原則を適用しながら考えていくということでございます。

○山口哲夫君 ということになりまして、日銀は銀行持ち株会社の傘下の銀行だけではなくして、親会社の銀行持ち株会社全体の経営内容については常に重大な関心を持たなければならぬと思うわけですね。それで、銀行の親会社の銀行持ち株会社本体に対しては、審査の約定を締結する必要がありますと私は思います。

先ほど直嶋議員からこの問題について質問があったと思いますが、そのときに松下総裁が、いわゆるグループの経営管理方針というものを常にやはり知っておく必要があるんだ、そういうことで検討をしたい、こういうふうな答弁をされたと思っております。

日銀としては、今お答えがありましたように、要するに傘下グループのそういう方針というものを把握しておく必要があるから審査の約定というものを銀行持ち株会社とも結んだ方がいい、そういうふうな考えだと思うんですけれども、そのように理解してよろしゅうございますか。

○参考人(福井俊彦君) お答え申し上げます。

ただいま委員御指摘のとおり、持ち株会社は銀行子会社の経営を支配することを目的として設立

される会社でございますので、銀行持ち株会社や他の子会社の経営状況が銀行子会社に影響を及ぼす可能性があると考えられます。したがって、その影響を十分考慮しながらその銀行子会社の経営の健全性ということを中心と把握していく必要性がある、私どもが信用秩序の維持のための一時貸し付け等を行います場合にもその考え方が貫かれていかなければならないということでございます。

新しい日銀法が来年の四月一日から施行されますけれども、その日銀法におきましては審査は日本銀行が当座預金取引先金融機関等との間で契約によって立入調査等を行うというふうな定め方になっております。したがって、銀行持ち株会社、つまり親会社である銀行持ち株会社というものは法律上の直接の審査の対象ということには必ずしも規定されておきませんので、銀行持ち株会社の状況について私どもが十分な情報を得るためにはその新しい法律の枠組みの中でどういうやり方がいかに手続や方法に関して新しい工夫をよく凝らしていく必要があると、午前中の総裁のお答えは私はよく知りませんが、恐らくそういう趣旨でお答えになったのではないかとこのように理解しております。

○山口哲夫君 日銀が持ち株会社の経営についても審査ができないということになりますと、先ほどお話があったような特別融資についても非常に判断をしかねることが出てくるのではないだろうか、そういうふうな考えです。

先ほど副総裁の方からは四原則にかなえば当然持ち株会社についても特別融資の対象にしていきたいというふうな御答えがありましたので、そういうことから申しますと、当然やはり持ち株会社の実態についても審査をしていく必要が私はあると思うわけですね。ところが、銀行界の方からはどうもそれを好まない、銀行子会社である銀行も審査をし、またその親会社である銀行持ち株会社についても審査をする、そういう審査の重複については余り好ましくはない、ですから重複した考

査については想定している範囲外の問題だということに言っているやに聞いているわけですが、それとも、そういうことで果たしていいんでしょうかね。銀行界の考え方についてどうでしょうか。

○参考人(福井俊彦君) 国会でもしばしば御議論を賜っておりますとおり、新しい日銀法のもとにおきます日銀の審査のあり方に関しましては新しい工夫を十分凝らしていくようにという御意見もちょうだいしております。私どももその方向で今大いに検討を進めているところでございますが、例えばオフバランスの取引等についての審査の手法を開発する、あるいは今おっしゃいました銀行の持ち株会社を含めた組織形態そのものが変わる、持ち株会社という親会社もございまして、うし、また下に銀行そのものが子会社というのを持つかもしれない、そういうした全体のグループの実態把握ということになりますと、いかに凝らしていくかということになりますと、いゆる狭い意味での審査という範囲を超えて、一般的に日本銀行がどれほど十分な情報を把握し得るかというふうにやや視野を広げて工夫を凝らしていく、そこでの程度カバードできるかということが私どもの課題だということに認識いたしております。

○山口哲夫君 いろいろと工夫を凝らすのは結構だと思ふんですけれども、しかし特別融資の対象にしていこうということを考えている以上は銀行側のそういうことがままたというものは私は許されなと思うんです。それは銀行側にしてみますと、親会社も子会社も両方とも全部審査の対象になる、これじゃもうたまったものじゃないと。親会社と子会社の間に憶測すれば利益を隠したり損失を隠したりいろいろあるんじゃないかと思うんですね。そういうような実態というものがもしあるとすれば、これは日銀の方としても明らかにしていかなければ、特別融資の問題にもつながっていかぬと思いますので、そういうのがまます許すことがないように私はきちっとした方針で臨んでいただきたいというふうに思いますけれども、その辺の御決意のほどをお聞かせしたいと思います。

○参考人(福井俊彦君) ただいま委員御指摘のようなお考えをよく踏まえて私どももしっかりと検討をしていきたいというふうに思います。

恐らく一部の銀行が委員お感じになっておられるような感じを持っているといたしますと、私どもの審査活動についての彼らの負担という面に非常に光を当てて物を考えておられる可能性があるのかなと思いますが、恐らく将来マーケットの中において銀行がよりすぐれた経営パフォーマンスを上げていくということになりますと、審査の負担という面だけではなくて、審査で指摘申し上げることをいかに経営に生かしていくかということのメリットの面、その両方を考えていきながら中央銀行に情報を提供することの価値というものをやはり新しく見出しつつあってほしい、そういうところにつきり働きかけていきたいというふうに思っております。

○山口哲夫君 ぜひそういう強力な態度で進んでいただきたいと思っております。

次に、持ち株会社と課税の問題について質問をいたします。

平成七年二月二十二日に通産省が企業法制研究会報告書というのを出了ました。それによりますと、持ち株会社が同族会社の資産の保有、相続税対策のために使われるおそれがあると懸念をされているようであります。大蔵省も独禁法改正の際に租税回避の問題が非常に大きくなる、こういう心配もしているようであります。

そこで、大蔵省の方にお聞きしたいんですけれども、現在でも海外法人である子会社を活用した租税回避事件が裁判になっていくというふうにも聞いておりますけれども、具体的にどのような事例が過去に問題になっているのか、また今後どのような事件が起こり得るのか、その辺についてお聞かせください。

○政府委員(乾文男君) 国税庁といたしまして特に海外法人であります持ち株会社を利用いたした租税回避の具体的な件数及び金額については把握しておりません。そこで、資本金一億円以

上のいわゆる大法人の海外取引に係る大口の不正の脱漏所得、五千万円以上でございますけれども、その脱漏所得の状況を見ますと、平成八事務年度では件数で九十件、金額で百十二億円というふうになっております。

先生のお尋ねの確なあれかどうかわかりませんが、海外子会社を利用いたしました租税回避の内容といたしましては、本邦法人が海外子会社に対する架空の販売手数料等の経費を計上していたものや、本邦法人が海外子会社からの仕入れを増強していたものなどが把握されているところでございます。

○山口哲夫君 裁判官になつていて件数というのはどのくらいあるんですか。太ざつぱりでいいと思います。

○政府委員(範文男君) 今、海外案件で訴訟になつていて数字を持ち合わせておりませんので、後ほどまた先生に御説明させていただきます。

○山口哲夫君 こういう事件が結構あるようです。金融持ち株会社をつくることによってまたそこに脱税問題、租税回避の問題があらわれる、こういうことになるとこれはやっぱりゆゆしき問題だと私は思うわけで、当然これに対する対策というものが私は必要になつてくるだろうと思つてます。

そこで、六月の参議院の商工委員会で、持ち株会社を利用した租税回避の対策を研究課題にしているところ、そういう答弁がなされておりますけれども、その後の検討状況についてお聞かせをいただきたいと思つてます。

○政府委員(薄井信明君) 純粹持ち株会社というものが解禁になつた、これによってどういう新しい問題が出てきたかという視点からの御質問であるとすれば、実は私も、今御議論ありましたように、いわゆる事業持ち株会社というのは既に存在しているわけでございまして、これに伴つて、種々の事柄が言われておりますが、純粹持ち株会社固有の問題が今後生じるという認識は持つてお

りません。したがって、親会社と子会社の間での課税関係、これが的確にいくように今後とも努力するわけですが、金融持ち株会社ができるがゆえに何か新しい対応が必要という意識は持つておりません。

むしろ、私も強い関心を持つておりますのは、持ち株会社が一般的になつてきて、しかも事業の経営形態もそういう集団、グループで企業を経営していくということが一般的になつたときに、先ほど来の御議論の連結納税制度というものが議論になつてくると思つてます。この連結納税制度が仮に導入されますと、今考えられないようないろいろな租税回避の手法が広がるということは間違いないと思つております。それは脱税と言へるかどうかは別として、租税回避がしやすい環境になつてくるということで、この点については大きな関心を持つておられると思つてます。

○山口哲夫君 いろいろ問題が起きる可能性は今の答へのとおりなんでしょうけれども、それでは具体的にそういうものが起きてきた場合にどうやってそれを阻止することができるとか、そういったことについて、例えば法改正が必要になるのか、何か具体的な検討というのは進んでいるんですか。

○政府委員(薄井信明君) 今御答弁申し上げましたように、仮に将来の問題として連結納税制度というものを法人税制の中に組み入れていくというときには、本格的な連結納税制度であるのか、幅が非常にあります。国によって連結納税制度と言いつつ手法はいろいろありますのでそれにもよりますけれども、仮にアメリカのように非常にパーフェクトな形の連結納税制度というものを考えるのであれば、租税回避を防止するためにはやはりいろいろ考えていかなければいけない、制度的にも対応していかなければいけない問題が出てくると思つてます。例えば、国際間では移転価格税制という問題がもう今や税制に取り入れられておりますけれども、国内においてもそういうもの

を議論していかなければならないとか、例えばそういうことが考えられます。

○山口哲夫君 いずれにいたしましても、そういう租税回避だけは何としても許してはいけなないと思つてますので、そういう点についての強硬な対策というものをぜひひとつ検討していただきたい、できるだけ急いでやっていただきたいということをお願いしておきます。

最後に、銀行持ち株会社と預金保険機構の問題について質問しておきたいと思つてます。

これはこの次にまた議論をする機会があると思つておられますけれども、破綻した銀行持ち株会社の株式を取得して救済する銀行持ち株会社、そういった銀行持ち株会社に対しても預金保険機構から援助が行われる可能性というものはあるんでしょうか。

○政府委員(山口公生君) 先生のお尋ねは持ち株会社の株式を取得する場合という御趣旨だと解釈しますと、それはできません。なぜならば、持ち株会社自身は預金取扱金融機関ではございませぬ。その傘下には証券会社とかいろいろ持つておりますので、それ自体を買収するときに預金保険機構が発動することはないというふうに思つてます。

しかし、その傘下にある預金取扱金融機関、つまり銀行を救済するときは、それは預金者の保護のためですから、それはございませぬ。

○山口哲夫君 なぜ聞くかといへば、アメリカの方では傘下の銀行子会社とともに銀行持ち株会社が破綻する、その場合にアメリカの預金保険公社、FDICが資金援助をした事例があるというふうにも聞いているわけですね。ですから、そういうアメリカの例に沿つて日本でも今申し上げたような破綻についてこれは救済をしていくということも起こり得るのかなという心配があつたもので、これからお尋ねをしたわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(山口公生君) その点につきましては先生から教えていただきましたのでちよつと調べ

てはみたいと思つてますが、筋論として言いますと、持ち株会社自身を救済する場合に預金保険が出るということはないと思つてます。その子会社である銀行が破綻したときの処理として預金保険機構が出る、これはあると思つてます。だから、その類型からいいますと、銀行の株式を持ち株会社が持つておりますね、その部分だけを移すときに資金援助が出るというのはあるかもしれません。

いずれにせよ、今教えていただきましたので、はつきりわかるかどうかわかりませんが、ちよつと調べてみたいと思つております。

○山口哲夫君 終わります。

○委員長(石川弘君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めさせていただきます。

これより両案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○笠井亮君 私は、日本共産党を代表して、金融持ち株会社解禁に伴う二法律案に対して反対の討論を行います。

第一に、金融持ち株会社の解禁は、我が国金融制度の基本である銀行業と証券業を分離している垣根を撤廃し、銀行が証券業務を初めリスク業務に本格的に参入する事実上のユニバーサルバンク制度を実現しようとするものであります。

政府は金融持ち株会社解禁の理由として銀行経営の効率化を挙げているように、金融持ち株会社グループは一体のものとして親会社の経営戦略のもとに置かれます。これにより銀行業務と証券業務が事実上一体化し、その結果利益相反、インサイダー取引などの不正取引が助長されるおそれがあります。また、銀行業務がますます投機的になり、経営の健全性の維持はおろか預金者保護も弱められ、ひいては公共性、社会的使命を損なうことになりまふ。

第二に、金融持ち株会社は、傘下に多くの金融機関を抱える巨大金融機関の出現を促進するとともに、会社の株式を一五%まで所有できることな

により経済力の集中を強めることになります。その結果、自由で公正な競争は抑えられ、中小の地域金融機関は金融再編の中で整理淘汰されること懸念されます。

第三に、グループ経営により営利追求が最優先される結果、乱脈経営や不正な取引が助長されることが予想されるが、監督体制が十分に与えられておりません。また、グループ全体の経営内容の開示も不徹底なままであります。さらに、子会社で働く金融労働者の雇用と労働条件は一層不安定なものとなるのであります。

以上が二法律案に対する反対の理由であります。

○委員長(石川弘君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより順次両案の採決に入ります。

まず、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川弘君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川弘君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、牛嶋君から発言を求められておりますので、これを許します。牛嶋正君。

○牛嶋正君 私、ただいま可決されました持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案に対し、自由民主党、平成会、民主党・新緑

風会及び社会民主党、護憲連合の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律案及び銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 金融持株会社の解禁により、銀行等が産業支配を行うことのないよう、公正な競争促進の観点からその実態について十分な監視を行うとともに、預金者保護等の観点から銀行持株会社グループによる株式保有制限や他業制限等の規制が遵守されるよう努めること。

一 銀行持株会社グループ等の連結ベースでのディスクロージャーを充実させるとともに、預金者等の利用者にわかりやすく経営情報の開示を進めること。

一 銀行が持株会社形態を活用して、多様な金融又は金融関連業務に進出することにかんがみ、銀行持株会社グループが行う金融商品の販売に当たっては、商品内容の説明義務を課し、銀行の影響力を行使した販売の防止等により預金者等の利用者が不利益を被ることのないよう配慮すること。

一 銀行持株会社以外の他の金融持株会社についても、持株会社の設立手続を円滑にするための方策について検討すること。

一 金融持株会社制度の活用を促進するため、金融持株会社の設立の際及び設立後における課税のあり方について検討を進めること。また、持株会社形態を利用した租税回避の防止等にも留意すること。

右決議する。

以上でございます。
何とぞ御賛同いただきますようお願いいたします。

○委員長(石川弘君) ただいま牛嶋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石川弘君) 多数と認めます。よって、牛嶋君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、三塚大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。三塚大蔵大臣。

○國務大臣(三塚博君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(石川弘君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(石川弘君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十分散会

平成九年十二月十九日印刷

平成九年十二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局